

# 富士宮市地域防災計画

共通対策編  
地震対策編  
風水害対策編  
資料編



令和5年度修正

富士宮市防災会議

## 富士宮市地域防災計画の沿革

策定・修正年度	策定・修正内容
昭和38年	富士宮市地域防災計画策定
昭和44年4月1日	修正
昭和45年6月8日	修正
昭和46年7月23日	修正
昭和47年7月1日	修正
昭和54年2月24日	修正
昭和55年4月26日	東海地震対策編策定 * 東海地震対策編策定に伴い、従来の地域防災計画は一般対策編となる
昭和61年7月1日	一般対策編修正
平成7年3月16日	東海地震対策編修正
平成10年4月24日	一般対策編全部修正
	東海地震対策編を地震対策編に改め、全部修正
	災害応急対策行動指針策定
平成11年7月7日	一般対策編、地震対策編修正
平成12年7月18日	一般対策編修正
	地震対策編修正・追加（復旧・復興対策）
	災害応急対策行動指針修正（別冊）
平成14年9月11日	一般対策編修正
	地震対策編修正・追加（富士川河口活断層帯の活動）
平成18年3月31日	一般対策編全部修正・追加（富士山の火山防災計画）
	地震対策編全部修正
平成19年3月23日	一般対策編修正・追加（住民の避難誘導體制等）
	地震対策編修正
平成20年7月11日	一般対策編修正
	地震対策編修正

策定・修正年度	策定・修正内容
平成21年3月17日	一般対策編修正
	地震対策編修正
平成24年3月24日	一般対策編修正
	地震対策編修正
平成25年3月15日	一般対策編修正
	地震対策編修正
平成27年6月2日	一般対策編修正
	地震対策編修正
平成28年3月18日	一般対策編修正
	地震対策編修正
平成29年3月17日	一般対策編修正
	地震対策編修正
平成30年3月14日	一般対策編修正・追加（原子力災害対策計画）
	地震対策編修正
平成31年3月18日	一般対策編修正
	地震対策編修正
令和2年3月31日	一般対策編修正
	地震対策編修正
令和3年3月29日	一般対策編修正
	地震対策編修正
令和4年3月30日	一般対策編を共通対策編に名称変更
	地震対策編修正
	風水害対策編追加
令和5年3月28日	共通対策編修正
	地震対策編修正
	風水害対策編修正
令和6年3月26日	共通対策編修正
	地震対策編修正
	風水害対策編修正

# 共通対策編 目次

## 第1章 総論

第1節	計画作成の主旨	1
第2節	計画の構成	1
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
1	市	1
2	県	2
3	指定地方行政機関	2
4	指定公共機関	4
5	指定地方公共機関等	5
6	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに市民・自主防災組織	6
第4節	市の自然的条件	6
1	位置及び沿革	6
2	地形及び地質の概要	6
3	気候	10
第5節	予想される災害と地域	10
1	火山災害	10
2	地震災害	13
3	複合災害・連続災害	13

## 第2章 災害予防計画

第1節	通信施設等整備計画	14
1	計画の課題	14
2	計画の内容	14
第2節	防災資機材整備計画	15
1	計画の課題	15
2	計画の内容	15
第3節	火災予防計画	15
1	計画の主旨	15
2	計画の内容	15
第4節	危険物施設保安計画	17
1	計画の主旨と現況	17
2	計画の内容	17
第5節	ガス保安計画	17
1	計画の主旨	17
2	計画の内容	17
第6節	道路鉄道等災害防止計画	18
1	計画の主旨	18
2	計画の内容	18
第7節	防災知識の普及計画	19
1	計画の主旨	19
2	計画の内容	19
第8節	住民の避難体制	20
1	計画の主旨	20
2	避難地・避難路の周知啓発	20

3	避難地・避難路の安全性の向上	20
4	避難所の指定、整備	21
5	避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発	23
第9節	防災訓練	24
1	計画の主旨	24
2	計画の内容	24
第10節	自主防災組織の育成	25
1	計画の主旨	25
2	計画の内容	26
第11節	事業所等の防災活動	26
1	事業所等の防災活動	26
2	平常時からの防災活動の概要	27
3	事業所の防災力向上の促進	27
4	事業継続計画(BCP)の取組	27
第12節	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	27
第13節	ボランティア活動に関する計画	28
第14節	要配慮者支援体制の整備	28
1	主旨	28
2	要配慮者支援体制の整備	28
第15節	避難行動要支援者の避難支援	30
1	避難支援等関係者となる者	30
2	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	30
3	名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	30
4	名簿の更新等に関する事項	31
5	名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置	31
6	避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	31
7	避難支援等関係者の安全確保	31
第16節	救助・救護活動に関する計画	32
1	救助隊の整備	32
第17節	応急住宅・災害廃棄物処理	32
1	建設型応急住宅	32
2	賃貸型応急住宅	32
3	災害廃棄物処理	32
第18節	重要施設・ライフライン事業の機能確保等に関する計画	32
1	市	32
2	重要施設の管理者	33
3	ライフライン事業者	33
第19節	被災者生活再建支援に関する計画	33
1	実施体制の整備	33
2	システムの活用	33
第20節	市の業務継続に関する計画	34
第21節	複合災害対策及び連続災害対策	34
第22節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	34
第23節	災害に強いまちづくり	34

## 第3章 災害応急対策計画

第1節	総則	36
1	計画の主旨	36

2	この計画を理解し実施するための留意事項	36
第2節	組織計画	37
1	計画の主旨	37
2	災害対策組織	37
第3節	動員計画	38
1	計画の主旨	38
2	動員及び派遣要請の時期	38
3	動員対象者	38
4	応援動員対象者	38
5	実施方法	39
6	受入体制の確立	39
第4節	通信情報計画	40
1	計画の主旨	40
2	気象予報・警報等の伝達及び周知方法	40
3	災害情報及び被害状況の報告	40
4	災害通信方法	41
5	情報伝達体制の確保	42
6	情報伝達手段及び通信系統	42
7	防災関係機関相互の連携体制の構築	42
第5節	災害広報計画	42
1	計画の主旨	42
2	情報収集及び広報方法	42
3	経費負担区分	43
4	被災者の安否に関する情報の提供等	43
5	広報事項	43
第6節	災害救助法の適用計画	44
1	計画の主旨	44
2	災害救助法の適用基準	44
3	被害世帯の算定基準	44
4	災害救助法の適用手続	45
5	災害救助法事務	45
6	費用限度額	45
7	一時繰替支弁	45
8	災害救助法適用外の災害	45
第7節	避難救出計画	46
1	避難誘導	46
2	被災者の救助	51
3	避難地への誘導・運営	52
4	避難所の開設・運営等	53
5	市長の県管理施設の利用	56
6	避難行動要支援者への支援	57
7	広域避難・広域一時滞在	58
第8節	愛玩動物救護計画	59
1	計画の主旨	59
2	対応	59
第9節	食料供給計画	60
1	計画の主旨	60
2	実施主体と実施内容	60
3	災害救助法に基づく実施基準	62
4	交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置	62

5	災害救助法適用外の災害	6 2
第10節	衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画	6 2
1	計画の主旨	6 2
2	実施主体と実施内容	6 3
3	災害救助法に基づく実施基準	6 4
4	災害救助法適用外の災害	6 4
第11節	給水計画	6 4
1	計画の主旨	6 4
2	実施主体と実施内容	6 4
3	災害救助法に基づく実施基準	6 5
4	災害救助法適用外の災害	6 5
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	6 6
1	計画の主旨	6 6
2	被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定	6 6
3	災害危険区域の指定	6 7
4	応急住宅の確保	6 7
5	災害救助法に基づく実施基準	6 9
6	要配慮者への配慮	6 9
7	住宅の応急復旧活動	7 0
8	災害救助法適用外の災害	7 0
9	非常災害時における特例	7 0
第13節	医療・助産計画	7 0
1	計画の主旨	7 0
2	基本方針	7 0
3	救護所、救護病院及び災害拠点病院	7 1
4	実施主体と実施内容	7 2
5	災害救助法に基づく実施基準	7 2
6	災害救助法適用外の災害	7 3
7	非常災害時における特例	7 3
第14節	防疫計画	7 4
1	計画の主旨	7 4
2	市の実施事項及び要請事項	7 4
3	防疫対策の実施方法	7 4
4	県の実施事項	7 5
5	市民及び自主防災組織の実施事項	7 5
6	関係団体の実施事項	7 5
7	その他	7 5
第15節	清掃及び廃棄物処理計画	7 5
1	計画の主旨	7 5
2	基本方針	7 6
3	し尿処理	7 6
4	廃棄物(生活系)処理	7 6
5	災害廃棄物処理	7 7
6	非常災害時における特例	7 8
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	7 8
1	計画の主旨	7 8
2	基本方針	7 8
3	実施主体と実施内容	7 9
4	災害救助法に基づく実施基準	8 0
5	災害救助法適用外の災害	8 0

6	非常災害時における特例	80
第17節	障害物除去計画	80
1	計画の主旨	80
2	災害救助法に基づく実施基準	81
3	市の実施事項	81
4	市長の要請事項	81
5	県の実施事項	81
6	災害救助法適用外の災害	81
7	災害の拡大と二次災害の防止活動	81
第18節	輸送計画	82
1	計画の主旨	82
2	県	82
3	陸上輸送体制	82
4	市及び防災関係機関の緊急輸送	83
5	災害救助法の規定による輸送の範囲	84
6	災害救助法適用外の災害	84
7	交通対策マネジメント	84
第19節	交通応急対策計画	84
1	計画の主旨	84
2	陸上交通の確保	84
3	道路管理者の実施事項	85
4	県の実施事項	88
第20節	応急教育計画	88
1	基本方針	88
2	計画の作成	88
3	災害救助法に基づく実施基準	89
4	実施方法	89
5	市長の要請事項	90
6	県の実施事項	90
7	災害救助法適用外の災害	90
第21節	社会福祉計画	90
1	計画の主旨	90
2	基本方針	90
3	市の実施事項	90
第22節	消防計画	92
1	計画の主旨	92
2	計画の内容	92
第23節	自衛隊派遣要請の要求計画	94
1	計画の主旨	94
2	災害派遣要請の要求範囲	94
3	市長の災害派遣要請の要求手続	95
4	災害派遣部隊の受入れ体制	95
5	災害派遣部隊の撤収要請の要求	96
6	経費の負担区分	96
第24節	隣保互助・民間団体活用計画	96
1	計画の主旨	96
2	要請の実施基準等	96
3	実施方法	97
第25節	ボランティア活動支援計画	97
1	市災害ボランティアセンターの設置及び運用	97
2	ボランティア活動拠点の設置	97

3	ボランティア団体等に対する情報の提供	98
4	ボランティア活動資機材の提供	98
5	行政、NPO、ボランティア等の三者連携	98
第26節	相互応援協力計画	98
1	計画の主旨	98
2	実施方法	98
3	災害相互応援	99
4	相互応援協定の締結	100
第27節	電力施設災害応急対策計画	100
1	計画の主旨	100
2	電力供給会社の所在地	100
3	応急措置の実施	100
4	市との連絡協議	100
第28節	ガス災害応急対策計画	101
1	計画の主旨	101
2	非常体制組織の確立	101
3	応急対策	101
4	県、市との連絡協議	102
5	事故の報告	102
第29節	下水道災害応急対策計画	102
第30節	突発的災害に係る応急対策計画	102
1	計画の主旨	102
2	市の体制	102

## 第4章 復旧・復興対策 112

第1節	災害復旧計画	112
1	公共土木施設災害復旧事業計画	112
2	農林水産業施設災害復旧事業計画	112
3	都市災害復旧事業計画	112
4	上水道災害復旧事業計画	112
5	工業用水道施設災害復旧事業計画	112
6	専用水道施設災害復旧事業計画	112
7	公共用地災害復旧事業計画	112
8	住宅災害復旧事業計画	112
9	社会福祉施設災害復旧事業計画	112
11	学校教育施設災害復旧事業計画	112
12	社旗教育施設災害復旧事業計画	112
13	被災中小企業復興計画	112
14	その他の災害復旧事業計画	112
第2節	激甚災害の指定	112
1	基本方針	113
2	実施主体	113
第3節	被災者の生活再建支援	112
1	要配慮者の支援	113
2	被災者の支援	114

## 富士山の火山防災計画

### 第1章 総論

第1節	主旨	1 1 6
第2節	想定	1 1 6
1	想定火口範囲	1 1 6
2	予想される火山現象とその危険性	1 1 6
3	火山災害警戒地域の指定	1 1 8
第3節	気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	1 1 9
1	噴火警報・噴火予報(噴火警戒レベル)	1 1 9
2	その他火山現象に関する予報	1 2 0
3	火山現象に関する情報等	1 2 1
第4節	避難計画	1 2 2
1	火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア	1 2 2
2	段階的な避難	1 2 5

### 第2章 災害予防計画(平常時対策)

第1節	関係する機関と実施すべき事項(平常時)	1 2 8
1	市	1 2 8
2	受入れ市町	1 2 9
3	県	1 2 9
4	国	1 3 0
5	道路管理者	1 3 0
6	中日本高速道路株式会社	1 3 0
7	鉄道事業者	1 3 0
8	警察	1 3 0
9	社会福祉施設等	1 3 0
10	畜産事業者	1 3 0
11	山小屋組合等	1 3 0
12	医療機関	1 3 0
13	協議会	1 3 0
第2節	情報連絡体制の整備	1 3 1
1	異常現象の通報体制	1 3 1
2	協議会内の情報伝達体制	1 3 1
3	避難に係る情報伝達体制	1 3 2
第3節	避難計画	1 3 2
第4節	市が定める避難場所、避難所及び避難経路	1 3 3
第5節	避難促進施設	1 3 3
1	避難促進施設の指定	1 3 3
2	指定の基準	1 3 3
第6節	予防教育及び研修・訓練の実施	1 3 3
1	市民等への啓発活動	1 3 3
2	防災訓練	1 3 4

## 第3章 災害応急対策計画

第1節	噴火警報・噴火予報の伝達	135
第2節	避難指示等	136
1	避難指示の発令	136
2	警戒区域の設定	137
3	観光客・登山者への対応	138
4	一般住民の段階的な避難等	139
5	避難行動要支援者の避難	142
6	救出救助	143
7	一時帰宅の実施	143
8	広域避難	143
第3節	市の体制	145
1	市の役割	145
2	市の体制	146
3	協議会（または合同会議）との調整	146
第4節	交通規制	146
1	一般道路の交通規制	146
2	高速道路の交通規制	147
3	鉄道の運行規制	148
第5節	避難者の輸送	149
第6節	広域避難路の除灰等	149
1	除灰等に係る対応	149
第7節	社会秩序維持活動	151
第8節	被害拡大防止対策	151
1	市、県、国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局	151
2	降灰があった地域の住民及び事業者	151
第9節	継続災害対応計画	151

## 第4章 災害復旧計画

第1節	復旧	152
1	復旧対策	152
2	被災者等へのフォロー	152
3	再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等	152

## 原子力災害対策計画

### 第1章 総論

第1節	主旨	153
第2節	災害の想定	153
1	予防的防護措置を準備する区域	153
2	緊急防護措置を準備する区域	153
3	原子力災害対策指針に基づく緊急事態区分	153

### 第2章 災害事前対策

第1節	連絡通信体制の確保	155
第2節	緊急避難体制の整備	155
第3節	安定ヨウ素剤の備蓄	155
第4節	的確な情報伝達体制の整備	156

### 第3章 緊急事態応急対策

第1節	活動体制の確立	157
1	職員の配備体制	157
2	放射性物質、放射線等の早期把握	158
3	応援要請及び職員の派遣要請等	158
4	防災業務関係者の安全確保	158
第2節	屋内退避、避難収容等の防護活動	158
1	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	158
2	要配慮者等への配慮	159
3	学校等施設における避難措置	159
4	安定ヨウ素剤の予防服用	159
5	飲食物、生活必需品等の供給	159
第3節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	160
第4節	救助・救急、消火及び医療活動	160
1	救助・救急、消火活動	160
2	医療措置	160
第5節	住民等への的確な情報伝達活動	160
1	住民等への情報伝達活動	160
2	住民等からの問い合わせに対する対応	161

### 第4章 原子力災害中長期対策

第1節	緊急事態解除宣言後の対応	162
第2節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	162
第3節	放射性物質による環境汚染への対処	162
第4節	各種制限措置の解除	162
第5節	災害地域住民に係る記録等の作成	162
1	災害地域住民の記録	162
2	災害対策措置状況の記録	162
第6節	被災者等の生活再建等の支援	163
第7節	風評被害等の影響の軽減	163
第8節	心身の健康相談体制の整備	163

# 第1章 総論

## 第1節 計画作成の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る防災に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2節 計画の構成

富士宮市地域防災計画は、次の各編から構成する。

### 1 共通対策編

この編は、以下の2及び3の各編に共通する災害対策、大火災及び大規模事故等による災害対策について定める。富士山の火山防災計画は、その対象とすべき火山現象、災害予防、災害応急対策、継続災害対応について別に定める。

### 2 地震対策編

この編は、地震による災害対策について定める。

### 3 風水害対策編

この編は、風水害による災害対策について定める。

### 4 資料編

この編は、共通対策編、地震対策編及び風水害対策編に付属する各種の資料を掲載する。

## 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市・県の機関、市内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに市民・自主防災組織は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、本市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

### 1 市

- (1) 富士宮市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 警報の発令、伝達及び避難の指示
- (9) 被災者の救難、救助その他保護
- (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 清掃、防疫、その他保健衛生
- (12) 緊急輸送の確保

- (13) 災害復旧の実施
- (14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

## 2 県

- (1) 県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示
- (8) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救難、救助その他保護
- (10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 清掃、防疫、その他保健衛生
- (12) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 災害復旧の実施
- (15) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
- (16) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

## 3 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局
  - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
  - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
  - ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
  - エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
  - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
  - カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所、静岡財務事務所沼津出張所）
  - ア 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること
  - イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (3) 厚生労働省静岡労働局（富士労働基準監督署）
  - ア 大型2次災害を誘発するおそれのある事業所に対する災害予防の指導
  - イ 事業場等の被災状況の把握
  - ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
  - エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
- (4) 農林水産省関東農政局静岡県拠点  
災害時における主要食料の需給対策
- (5) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所  
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所富士国道維持出張所  
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所富士川下流出張所  
管轄する河川、砂防、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
  - ア 災害予防
    - (ア) 所管施設の耐震性の確保
    - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
    - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

- (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- イ 初動対応
  - 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
- ウ 応急・復旧
  - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
  - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
  - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
  - (エ) 市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
    - （ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う。）
- (6) 静岡森林管理署（富士宮総合事業所）
  - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること
  - イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること
  - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
- (7) 国土地理院中部地方測量部
  - ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
  - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
  - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
  - エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
  - ア 気象、地象、地動及び、水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
  - イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。
  - ウ 異常現象（異常水位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。
  - エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
  - オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
  - カ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
  - キ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
  - ク 市が行う避難情報等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
  - ケ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、静岡県や市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。
  - コ 静岡県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (9) 環境省関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (10) 環境省中部地方環境事務所  
廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

#### 4 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（富士宮郵便局）
  - ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
    - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
    - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
    - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分
  - イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
- (2) 東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）
  - ア 鉄道防災施設の整備
  - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
  - ウ 災害時の応急輸送対策
  - エ 災害時における応急救護活動
  - オ 応急復旧用資材等の確保
  - カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導
  - キ 被災施設の調査及び早期復旧
- (3) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
  - ア 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策
  - イ 公衆電気通信の特別取扱い
  - ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話㈱）
  - エ 防災関係機関の重要通信の優先確保
  - オ 被害施設の早期復旧
  - カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
- (4) 日本赤十字社（静岡県支部）
  - ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
  - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
  - ウ 被災者に対する救援物資の配分
  - エ 義援金の募集
  - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
  - カ その他必要な事項
- (5) 中日本高速道路株式会社（横浜支社富士管理事務所）
  - ア 管轄する道路の建設及び維持管理
  - イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡
  - ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
  - エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力

- (6) 日本通運株式会社（富士支店富士宮営業所）、福山通運株式会社（富士営業所）、佐川急便株式会社（富士営業所）、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社（富士支店）
  - ア 災害対策に必要な物資の輸送確保
  - イ 災害時の応急輸送対策
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社）、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所）
  - ア 管内電力供給施設の防災対策
  - イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
  - ウ 災害時における電力供給の確保
  - エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用した広報
  - オ 被災施設の調査及び復旧
- (8) 日本放送協会（静岡放送局）
  - 気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
- (9) KDDI株式会社（静岡支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
  - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (10) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
  - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
  - 被災地の復旧・復興を支援するための事業活動の早期再開
- (12) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
  - LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送

## 5 指定地方公共機関等

- (1) 一般社団法人富士宮市医師会
  - 一般社団法人富士宮市歯科医師会
  - 一般社団法人富士宮市薬剤師会
  - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
  - イ 検案（富士宮市歯科医師会、富士宮市薬剤師会を除く）
  - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人富士宮市歯科医師会）
- (2) 静岡ガス株式会社（東部導管ネットワークセンター）
  - ア ガス供給施設の防災対策
  - イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断
  - ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
  - エ 必要に応じて代替燃料の供給
  - オ 災害応急復旧の早期実施
- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部富士宮地区会）
  - ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
  - イ 協会加盟事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (4) 静岡県道路公社
  - ア 管轄する道路の建設及び維持管理
  - イ 災害時の輸送路の確保
- (5) 富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社

- ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
- イ 災害時の応急輸送対策
- (6) 一般社団法人静岡県トラック協会（富士支部）
  - ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
  - イ 災害時の応急輸送対策
- (7) 各土地改良区
  - ア 土地改良施設の防災計画
  - イ 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断)
  - ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
- (8) 富士山静岡空港株式会社
  - ア 緊急事態を想定した訓練の実施
  - イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置
  - ウ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整
  - エ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約
  - オ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

## 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに市民・自主防災組織

地震防災応急計画の作成義務者並びに市民・自主防災組織は、その定めるところに準じて概ね次の事項を実施するものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- (3) 従業員等に対する防災教育及び広報
- (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- (5) 防災組織の整備
- (6) 気象予報、警報等の収集及び伝達
- (7) 災害時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (8) 災害時における火気の規制、施設設備の点検、仕掛工事の中止等安全措置

## 第4節 市の自然的条件

### 1 位置及び沿革

本市は、静岡県の北東部、富士山西南麓に位置し、J R 東海道本線富士駅から身延線で約20分の位置にある。

市域は、南は富士市、北は山梨県と接しており、土地は富士山頂から急傾斜で南下し、しだいに緩傾斜となった一大平原で、南端の平坦地に市街地が構成されている。傾斜地は造植林と自然林、平地は放牧地と農耕地で、面積389.08km<sup>2</sup>、富士山麓の約1/4を占めている。市北部猪之頭に源を発する芝川の豊富な水と市街地にまで及ぶ湧水に恵まれた地域で、豊富な地下水は、かんがいや工業用水に、また鱒の養殖に利用されている。

○市役所の位置	○ひろがり	○海拔
東経 138° 37' 17"	東西 20.92km	最高 3,776m (富士山頂)
北緯 35° 13' 20"	南北 32.63km	最低 35m (石の宮)

### 2 地形及び地質の概要

- (1) 地形分類

富士宮市の地形は、市域の大部分を占める広大な富士山の西麓及び南西麓斜面と、市の北西部にある天子山地及び西部・南西部に並ぶ丘陵に大別することができる。富士山麓斜面と岳陵列とは潤井川及び芝川の河谷によって境され、芝川との支流の大倉川の河谷は、富士山麓斜面と天子山地の間を画している。また、芝川の下流部は丘陵列を切って南流し、富士川と合流するが、市の南西方では星山丘陵と蒲原山地の間を富士川が南流し、駿河湾に注いでいる。大局的には上述のような地形概況をもつ本地域もさらに細かくみると、火山地、山地、丘陵地、台地、低地等に区分することができる。

#### ア 火山地

富士山麓は、富士火山のスロープで示される地形面で、市内では最も広大な面積を占めている。スロープには無数の放射谷が発達しているが、全体的にその下刻の度合いは小さい。また、これらの放射谷には通常表流水を見ない。普段表流水があるのは、湧泉のあるところより下流である。

また、富士山斜面には、多くの寄生火山あるいは噴石丘が分布している。

富士宮市にある、その主なものとしては、二子山、西白塚、檜塚、白塚、犬涼み山(1,205.7m)などがある。

#### イ 山地

富士火山の西麓を画する天子山地は、深いV谷と鋭角の山稜をもつ急峻な地形からなっている。市の北西縁を限る稜線には、龍ヶ岳(1,483m)・雨ヶ岳(1,771.7m)・毛無山(1,945.1m)・長者ヶ岳(1,335.8m)・天子ヶ岳(1,330m)などの高峰がほぼ南北に連なり、その南方では、富士川をへだてて蒲原山地と対している。

#### ウ 丘陵地

天子山地の東側に、2～2.5kmの幅をもって南北に連なり、潤井川がその東縁を限っている。この丘陵は、芝川や富士川の支谷などによっていくつかのブロックに分断されており、北は田貫湖から星山にかけて分離丘陵列をつくっている。岳陵の側面は、開析が進み、波浪状の地形を呈する。丘陵の標高は、北部の足形丘陵の最高点で697mであるが、南へ向かって高度が低まり、星山丘陵では193mとなる。

#### エ 台地(段丘)

段丘は、芝川と潤井川沿いに分布するが、富士宮市内では、潤井川右岸の星山丘陵の縁辺部でその発達が顕著である。段丘面には、現河床からの比高が、30～50mのもの(潤井川沿い)と、60～110mのもの(芝川沿い)とがある。

#### オ 低地

市内に分布する扇状地は、2つに大別することができる。その1つは、潤井川左岸域の富士裾野の末端部に分布する扇状地群であり、他の1つは、猪之頭以北の天子山地山脚部に分布する扇状地群である。

前者は、上井出扇状地、掘久保扇状地及び万野原扇状地に区分されるが、これらのうち、大沢崩れを扇状地堆積物の供給源とする上井出扇状地はその規模が最も大きく、現在でもその生成が進行している。後者は、富士山麓の扇状地よりはずっと規模が小さく、比較的大きなものは毛無山の南東麓に形成されているもののみである。

沖積低地は、潤井川、芝川及び富士川の流域に、狭く帯状に形成されている。

(2) 地質地盤分類

富士宮市の地質は、古いものから、新第三紀中新世の御坂層群と富士川層群、天子岳安山岩溶岩、鮮新世の岩淵火山岩類、第四紀更新世の鷺ノ田・別所礫層、古富士火山噴出物、段丘堆積層、完新世の新富士火山噴出物・扇状地堆積物・沖積低地堆積物に区分される。

表 富士宮市の地質層序表

地質時代		地層名		火山活動
第四紀	完新世	沖積低地堆積物		} 新富士火山活動
		扇状地堆積物		
		新期火山胎生期		
		中期火山堆積物		
		旧期火山堆積物		
	更新世	段丘堆積物		
		古富士火山噴出物		
鷺ノ田・別所礫層				
新第三紀	鮮新世	岩淵火山岩類		古富士火山活動
	中新世	富士川層	浜石岳層群等	岩淵火山活動
			天子岳安山岩溶岩	
			小河内層群等	
	御坂層群		中新世海底火山活動	

ア 御坂層群

毛無山以北の天子山地から御坂山地にかけて広く分布している。フォッサマグナに沿った地向斜性の海底での火山活動に起因する溶岩及び火山砕屑岩を主とし、これに礫岩・砂岩・泥岩などを伴っている新第三紀中新世の地層である。本層中の火山噴出物は、緑泥石化作用・フッ化作用・硅化作用等種々の変質作用を受けており、安山岩は変朽安山岩、凝灰岩はグリーンタフとなっている。日本の前期中新統を代表する地層名として広く使われている。

本地域に分布する御坂層群は、主に凝灰角礫岩と礫岩よりなっていて、石灰岩と泥岩をはさんでいる。地層は、全体的にみると、N30°～40°Wの走行で、南西方に30°～40°の傾斜を示すが、局部的には断層、褶曲が発達していて、かなり攪乱されている。

イ 富士川層群

富士川層群は、御坂層群に対比される西八代層群の上に重なる一連の厚い海成層で、一般に下部は砂岩・泥岩の互層（小河内層群・佐野層・上稲子層）、上部は主に安山岩類（天子岳安山岩溶岩）と礫岩・砂岩（浜石岳層群・天子岳層）よりなる。本地域の山地に分布する地層は、主に礫岩からなり、細礫岩、砂岩及び薄い泥岩をしばしば伴う。礫は、新第三紀起源の石英閃緑岩・各種火山岩類が多く、新第三系以前の堆積岩類の礫も含んでいる。

ウ 岩淵火山岩類

本層は、市内では、富士川左岸の星山丘陵の南部に分布するのみである。主に安山岩質溶岩と凝灰角礫岩の互層からなっている。明星山北西側の富士川に臨む断崖では、これらの互層が北東方にわずかに傾斜している。

岩淵火山岩類は、別所層によって不整合におおわれており、富士川下流部の右岸山地では、下位にある新第三紀鮮新世の蒲原礫層と不整合に接していることから、新第三紀鮮新世から第四紀更新世初期の噴出になるものと考えられている。

エ 鷲ノ田・別所礫層

本層は、市内では、星山丘陵の各所に断片的に露出しているにすぎないが、富士川の右岸地域では、岩淵火山岩類をおおって広く分布している。一般に、径10cm以下のよく水磨された円礫を主とする地層では、礫は、花崗岩・閃緑岩・砂岩・チャート・粘板岩などよりなる。星山丘陵では、その上位を明らかに古富士火山噴出物がおおっている。本層は、砂岩も含み、全体にしまっているが、固結していない。

オ 古富士火山噴出物

本層は、一般に古富士泥流とよばれている凝灰角礫岩で、富士山の新しい溶岩流や火山砂礫の下に広く分布していて、富士火山の基底をかたちづくっているものである。市域の富士山斜面の基本型は、この凝灰角礫岩層に支配されている。

本層は、富士山麓側では、本村山から富士根駅付近にかけて広く露出する。

また、潤井川西方の星山丘陵から田貫・内野丘陵まで列状にのびる丘陵を構成するのもこの地層である。白糸の滝の、溶岩からの湧水の下盤をつくっているのが、本層の凝灰角礫岩であることはよく知られている。本層の凝灰角礫岩は、こぶし大ないし人頭大の黒色無班晶玄武岩の角礫岩、火山灰、火山礫によって構成されている。新鮮な部分では、火山灰は褐色がかかった白色を呈し、かなり固く固結していて、礫と火山灰の部分は容易にはなれにくい。本層の岩質の緻密堅硬な部分は不透水層である。

カ 新富士火山噴出物

新富士火山噴出物の富士山本体玄武岩溶岩は、古富士火山噴出物の凝灰角礫岩をおおう何枚かの溶岩流で、富士西麓では、約30枚の溶岩流があるとされている。これらの溶岩は、いずれも、かんらん石玄武岩ないしかんらん石輝石玄武岩である。新富士溶岩類は、いずれも亀裂に富み、また溶岩類の下底は非常にブロック化した部分も多く、水理地質的にはよい透水層となっている。

キ 火山灰・火山噴出物

新期富士火山活動末期の噴出物のうち、富士火山斜面や台地面をおおって分布している火山灰及び火山噴出物は、火山砂礫層からなるスコリア層であり、粒度の粗い部分と細砂上の部分が成層している。

これらの火山砂礫層のうち、火山礫を含む腐植質のものをエカスマサ、火山礫質ローム層をアカマサ、火山礫層をジャリマサ、固結した火山砂礫をカナマサ等とよんでいる。

ク 扇状地堆積物

潤井川左岸の富士山麓斜面において、新期富士火山噴出物をおおって分布するものと、猪之頭北方において天子山地の山脚部に分布するものとに二分することができる。後者はその規模が小さいが、前者はかなり広い分布を示している。とくに大沢崩れを供給源とする上井出扇状地は、最も規模が大きく、堆積物の中には1mをこす巨礫もまじっている。

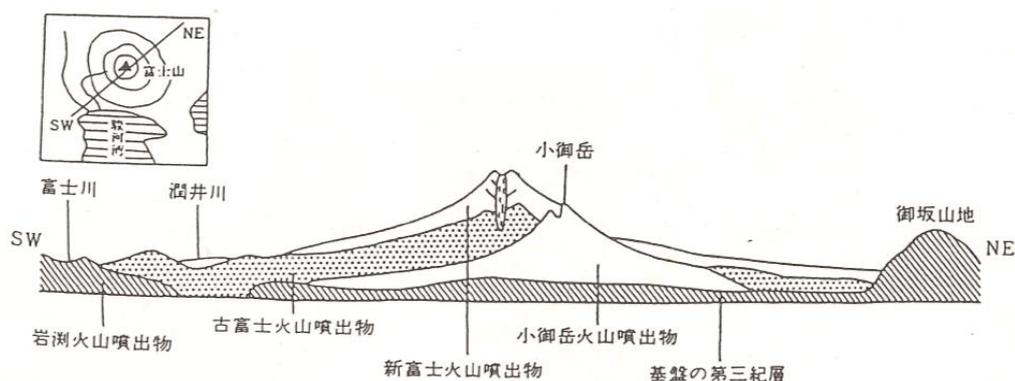
ケ 段丘堆積物

地形の項で述べたように、富士宮市南西部の星山丘陵には、現河床よりかなり高いところに、段丘堆積物が分布している。これらは、岩淵火山噴出物・別所礫層・古富士火山噴出物を不整合におおい、少なくとも40mの厚さを有する。地層は、よく水磨された円礫と粗砂よりなり、ところにより粘土をはさんでいる。

本層は、小笠山礫層あるいは磐田原礫層に対比される更新世の段丘堆積物で、新富士火山活動前に形成されたものと考えられる。

コ 沖積低地堆積物

潤井川・芝川・富士川沿いの沖積低地をつくる地層で砂礫が優勢である。



富士山の断面図（南東側からみたもの）

### 3 気候

静岡県は全国的にみて、極めて気候が温和で恵まれた気象条件にある。しかし、一面において気候の変化は激しく、雨、風、波浪等による異常気象もまた現れやすいので、気候が温和であるという言葉で済ましてしまうわけにはいかない。本市を含む富士山麓地域について、気温、風、雨量に関する特徴をあげると以下ようになる。

#### (1) 気温

この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わり御殿場（標高約470 m）、白糸（標高約500 m）とも、年平均は約13℃となっているが、富士（標高約66m）では16.0℃、富士宮市弓沢町（標高約125m）では15.6℃で、県内の平坦地域となんら異なっていない。

#### (2) 風

風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は御殿場地方では一般に弱い、富士宮南部から岳南地方では風が強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい。

#### (3) 降水量

降水量は海拔高度が500～1,000 mの高い地域で多く、御殿場地方では年間平均して、2,800 mm位の雨量があり、特に多いのは梅雨期、秋雨期、台風期となっている。また、北駿地域ではさらに雨量が多くなっているが、富士宮、富士では御殿場地方に比べて一般に少なくなっている。冬期の降雪も御殿場地方で多く、岳南の平坦部では数cm位となって降雪のない年もある。

なお、海拔300～400 m以上では霧が出現することが多く、特に梅雨期においては霧日数が多く、御殿場では平均10日位となっている。

## 第5節 予想される災害と地域

### 1 火山災害

富士山は、過去盛んに噴火活動を繰り返して1707年の宝永噴火を最後に、しばらく噴火活動を休止している活火山であるが、2000年（平成12年）10月から2001年（平成13年）5月にかけて低周波地震が多発した。活火山である富士山が将来火山活動を再開する危険性は充分考慮しなければならない。

#### (1) 火山災害の災害履歴

現在の富士山は、小御岳、古富士、新富士の3つの火山が重なりあって、約20万年かかってできたものである。その後の活動により、寄生火山が約

70程形成された。寄生火山の活動は山頂を中心として北西から南東の方向に多く分布し、富士火山帯の方向と一致している。最後の爆発は1707年(宝永4年)の宝永の噴火である。歴史時代における富士山の大噴火として、800年(延暦19年)、864年(貞観6年)、1707年(宝永4年)の噴火があげられるが、その中で宝永の噴火における被害の実態についてかなり明らかにされている。宝永の噴火は、1707年(宝永4年)11月23日から、同年12月8日までの約半月間にわたる噴火活動で、富士山南東側中腹付近で爆発して宝永山を形成したときの大噴火である。富士山は雪に覆われていたので、爆発に伴った火山灰や火山砂・火山礫・火山弾などの噴出物が、高熱による雪解けを伴い、また、偏西風によって、山麓斜面を流れ下り、岳麓南東諸村の被害を甚大にしたものである。その被害地域は、現在の小山町、御殿場市から裾野市に及び、東の神奈川県へ延びて、山北町・南足柄市・開成町に及んだ。このとき富士宮市は被災は免れた。しかし、過去2000～3000年の間には、溶岩流や火山灰(スコリア)が富士宮市側に噴出したことが明らかになっている

(2) 火山災害誘因について

火山の噴火活動は、大きく分けて、マグマ噴火と水蒸気噴火(水蒸気爆発)の2種類である。地下から上昇してきたマグマが地表へ噴出して起きるのがマグマ噴火であり、マグマによって加熱された地下水やマグマ中にもともと含まれていた水が爆発的に地表に噴出するのが水蒸気噴火である。水蒸気噴火に伴ってマグマの断片も一緒に噴出する場合は、マグマ水蒸気噴火(爆発)と呼ばれる。マグマ噴火様式のタイプは、アイスランド式、ハワイ式、ストロンボリ式、ブルカノ式、プリニー式の五つである。アイスランド式やハワイ式の噴火は玄武岩質のマグマが線状の割れ目から大量に噴火し広大な範囲に流出するもので日本ではほとんど見られない。

わが国の活火山の噴火形式の多くは、ストロンボリ式、ブルカノ式、プリニー式の噴火形式に属する。これらの形式の噴火をする火山は、環太平洋の火山帯に多く、その多くは成層火山を形成する。ストロンボリ式～プリニー式の噴火は、比較的粘性の高いマグマによるため、爆発的な噴火である。富士山の噴火形式も同様である。一般的な火山災害誘因と富士山の火山災害履歴を照合させると、富士山の噴火に伴う火山災害誘因は以下の表のように想定される。

表 想定される富士山の火山災害誘因

災 害 誘 因	災 害 の 種 類	災害記録の有無
噴 出 岩 塊	落下衝撃による破壊、火災、埋没	◎
降下火砕物(火山灰・火山)	降下、付着、破壊、埋没	◎
溶 岩	破 壊 、 火 災 、 埋 没	◎
火 砕 流 ・ 火 砕 サ ー ジ	破 壊 、 火 災 、 埋 没	◎
泥 流 、 土 石 流	流 失 、 埋 没	◎
岩 屑 な だ れ ・ 山 体 崩 壊	破 壊 、 埋 没 、 津 波	◎
洪 水	流 失	
地 す べ り ・ 斜 面 崩 壊	流 失 、 埋 没	◎
火 山 ガ ス ・ 噴 煙	ガ ス 中 毒 、 大 気 ・ 水 域 汚 染	

空	震	窓 ガ ラ ス 等 の 破 壊	
地	震 動	山体崩壊、山崩れ、施設崩壊	◎
地	殻 変 動	断層、隆起、沈降、施設破壊	
地	熱 変 動	地 下 水 温 変 化	◎
地 下 水 ・ 温 泉 変 動		地下水温変化・水量変化	

(3) 火山災害危険度

富士山の噴火記録は過去数回記録されているが、噴火の詳細は必ずしも明らかでない場合が多く、現在の新富士火山の活動パターンを明確に規定するには十分とはいえない。記録にはっきりと残っている加害現象は、溶岩流、火砕物降下、噴石、土石流、山崩れ、地震動、地熱変動などである。記録はないが、先史時代に発生したことがわかっているものとして火砕流、岩屑流がある。

洪水、噴煙・ガス、地殻変動、地下水変動なども、はっきりした記録が見あたらないまでも、発生した可能性は高い。

歴史時代の中では、宝永噴火が最大で、噴出物の総量は、密度 2.5に換算して0.7km<sup>3</sup>に達し、日本全国の火山噴火を通じてみても、大規模な噴火であった。次に大きいのが延暦～貞観年間の噴火であるが、この時は、溶岩流が0.3km<sup>3</sup>噴出し、中ないし大規模の溶岩流噴火といえることができる。火砕物の量は少なく、0.1km<sup>3</sup>かそれ以下で、小規模であった。

これらは数十年にわたって断続的に起きた。複数の噴火活動の産物であるが、大局的に見れば1つのグループをなすものとも見ることができる。将来の噴火を想定する場合、大規模な火砕噴火としては宝永噴火を、小規模の火砕噴火及び中～大規模の溶岩流噴出としては、延暦～貞観年間に起きた個々の噴火をそれぞれに想定することができる。また、宝永噴火と延暦～貞観噴火の間には、数回、中規模ないし小規模の噴火が起きている。

これらの噴火の記録から、それぞれの噴火様式及び規模にしたがって、将来起きうる同じような噴火の被害規模が想定可能である。

ア 大規模火砕噴火（宝永クラスの噴火）

噴火口の位置、風向、噴出率（単位時間の噴出量）を与えれば、降下火砕物の堆積厚さの概略がわかる。宝永クラスの噴火では、噴煙柱の高さが成層圏にまで十分達するので、季節によらず、堆積物の分布の主軸が東方にのびる確率が高い。スコリア・火山灰の堆積による、直接的な物理的被害の他に、火山ガス、2次泥流・土石流などの発生による被害が避けられないであろう。火口に近いところでは、火砕流・サージ、噴石による被害が考えられる。火砕流・サージは最高1000℃の火山灰や軽石などが速度10～100m/sで流下するので発生してからでは避難する暇はない。最近では雲仙普賢岳の火砕流による被害が記憶に新しい。噴石は初速度が100m/sを越える場合も少なくなく、直径1mの岩塊が2kmも飛んで落下するケースが珍しくない。最近では桜島でしばしば見られる。

イ 中～大規模溶岩流噴火（延暦・貞観クラスの噴火）

溶岩の流路や流下速度は、火口の位置と地形、噴出率、粘性係数によって、かなり正確に予測することが可能である。溶岩流の速度は、20m/s～0m/s程度で人の走る速さよりも遅い場合が多いと考えられるので、溶岩流による直接の死者は考えられない。

ウ 大規模崩壊と岩屑流（御殿場岩屑流クラスの崩壊）

新富士火山では、山体の大規模崩壊と、それによる岩屑流の発生が1例知られている。約 2,500年前に生じた、御殿場岩屑流がそれであり、

広範な地域を破壊した。このような大規模崩壊は極めて希にしか起こらないと考えられているが、確率を見積もることは、極めて困難である。強いていえば、10,000年間に1回ということになる。富士山は、3個の火山体が重なり合って構成されているため、山体自体の安定性が幾分損なわれている可能性を否定することはできない。また、山麓斜面が緩傾斜であり、流れに対する障害物が少ないことから、いったん岩屑流が発生すれば、大きな被害につながる事が予想される。また、山体の近傍で起きる大地震が山体崩壊の引き金になることは、明らかである。セントヘレンズ火山の場合を例にとると、山体直下に起こった地震によって崩壊が発生し、大規模な岩屑流が、最高 300km/hの速度で30kmの距離を流走している。

#### エ 噴火活動に伴って起こりうる洪水、噴煙・ガス、地殻変動

上記の噴火活動に伴って起こりうる可能性がある災害としては、洪水、噴煙・ガス、地殻変動、地下水変動などがある。洪水は、一時的な河川の堰き止めによる河川の氾濫などが考えられる。噴煙・火山ガスなどの有毒成分、特に、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)の大量発生は、短時間に多数の人を殺傷する可能性がある。1986年カメルーン・ニオス湖からの噴出では、1,700人の死者が出た。また、硫化水素 (H<sub>2</sub>S)、亜硫酸ガス (SO<sub>2</sub>)などの大量噴出も危険である。マグマの貫入などにより地殻変動が起きた場合、陥没などの急激な地殻変動を起こすことがあり大きな被害をもたらすことが考えられる。

## 2 地震災害

富士宮市地域防災計画地震対策編 [第1編 総論 第2章予想される災害] による。

## 3 複合災害・連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本市の場合、駿河トラフで発生する海溝型地震と連動して、富士川河口層帯が活動することが推定されていることから、連動し活動した場合、独立で活動した場合も想定しておく必要がある。また、過去に、1707年(宝永4年)10月28日に宝永地震(マグニチュード8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあるため、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

## 第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時という。」）における被害の軽減を図ることを目的として、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

### 第1節 通信施設等整備計画

#### 1 計画の課題

市の保有する有線通信施設及び無線通信施設は、災害関係の予報、警報の伝達、情報の収集、指揮命令の伝達など、災害応急対策諸活動の動脈となる。したがって、その運用の合理化とあわせて、施設の整備・拡充、機器の改善を図るとともに、保守管理について、必要な事項を定め、非常通信ネットワークの万全に努める必要がある。

また、その整備にあたっては、災害発生時等に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図ること。また、市民等の混乱を防止し生活再建を支援する情報提供体制の整備を図ることに留意する必要がある。

#### 2 計画の内容

##### (1) 防災情報ネットワークの整備

都市化の進展と新たな技術的な改良進歩に対応した見直しを行いつつ、同報無線や防災行政無線などの情報網の整備を進め、災害情報を的確、迅速に収集・伝達できる体制を整備する。

##### (2) 地図情報システムの整備

被害状況など、地域の状態を把握し、適切な判断を可能にするシステムの整備について検討する。

##### (3) 消防機関における緊急情報システムの更新整備

消防機関が常に新しい情報を的確に提供することができるよう、緊急情報システムの充実に努める。

##### (4) 多様な広報メディアの確保

災害時のFMラジオ放送局（民間）など広報メディアの活用、インターネット接続環境の確保とソーシャルネットワークサービス等の利用環境の構築など、多様な広報メディアの確保を図れるよう検討する。

##### (5) 管理的対策の推進

災害時における情報の処理及び広報活動上の実施マニュアルの見直しを進める。

また、市の有する各種通信施設について、その保守管理について、万全を期するとともに、商用電源停止時に備え、同報無線等のバッテリーの改修を進める。

##### (6) 被災者等への情報伝達手段の整備

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。また、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

##### (7) 通信設備の防災対策

指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。

(8) 連携体制の構築

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

(9) 障害のある方への情報伝達体制の整備

ア 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第2節 防災資機材整備計画

### 1 計画の課題

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて、防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

### 2 計画の内容

(1) 市における防災資機材の整備

防災資機材の備蓄及び緊急調達体制の整備を進める。また、市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 消防機関における消防車両、資機材の整備

消防機関が常に災害の多様化に対応した消防活動を行えるよう、消防署の車両更新計画や新機種導入計画を策定し、消防ポンプ自動車、高規格急車などの導入、救助資機材、化学防護服などの導入を図る。

(3) 消防水利の整備

いつ、いかなる地域においても消防機関が迅速かつ的確に消防力を行使できるよう、耐震性防火水槽や消火栓の設置を計画的に進めるとともに、河川等の自然水利の開発、ビル受水槽等の消防水利としての活用方法の検討を行う。

(4) 自主防災組織等における防災資機材の整備

自主防災組織等が被災時に確実にその機能を発揮できるよう、防災倉庫の整備、防災資機材の整備・点検や維持・更新を図るとともに、食料や飲料水、衣料品など生活必需品の備蓄を促進する。

## 第3節 火災予防計画

### 1 計画の主旨

各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、特に、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い被害の軽減を図る。

### 2 計画の内容

(1) 消防体制の整備

- ア 消防組織の確立  
地域における各種災害の被害軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用に万全を期する。
  - イ 消防施設及び消防力の整備  
近年の社会経済の発展に伴い、市をとりまく社会環境は、複雑多様化している。市は、地域の実態に即した消防活動に要する消防諸施設及び消防力の強化拡充を図り、消防体制の万全を期する。
  - ウ 他市町との応援協定  
地形交通面から広域的に共同体制を確立するため、隣接市町との相互応援協定の締結により各種災害の早期対応を図る。
  - エ 緊急消防援助隊の受援体制  
市は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 火災の予防対策
- ア 建物の不燃化の指導  
燃えないまちづくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。
  - イ 消防用設備等の整備  
火災の早期発見、初期消火のための消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
  - ウ 防火管理体制の整備  
旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。
  - エ 防火対象物の火災予防  
多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。
- (3) 林野火災対策の推進
- 森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。
- ア 林道（防火道）等の整備  
林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備を促進する。
  - イ 予防設備の整備  
県、関係機関の協力を得て、必要な予防施設の整備に努める。
  - ウ 防災知識の普及啓発  
県及び市は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。  
その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。
- (4) 火災気象通報の取扱い
- 市長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

## 第4節 危険物施設保安計画

### 1 計画の主旨と現況

#### (1) 計画の主旨

市内における危険物製造所等の現状を把握して災害時における危険物の応急対策について円滑化を期し、これによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

#### (2) 施設の現況

危険物製造所等の施設の現況は次の資料のとおりである。

- 資料編(2-3-1) 大規模危険物施設一覧表
- 資料編(2-3-2) 大規模ガス施設一覧表
- 資料編(2-3-3) 危険物給油取扱所一覧表

### 2 計画の内容

#### (1) 予防査察

ア 消防本部は、それぞれの製造所、貯蔵所、取扱所、販売所等の諸施設に対する安全度並びに消費、販売所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りの厳正を期する。

イ 危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設については改修等の指導を強化する。

ウ 自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防態勢の確立を図る。

エ 化学消火機器の整備を推進する。

#### (2) 保安教育

危険物施設の従業員に対し保安に必要な教育を実施し施設に対する保安意識の高揚を図る。

## 第5節 ガス保安計画

### 1 計画の主旨

都市ガス(ガス事業法に定めるガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に係るガスをいう。以下同じ。)及び高圧ガス(高圧ガス保安法に定める高圧ガスをいう。以下同じ。)による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

### 2 計画の内容

#### (1) ガス保安体制の整備

##### ア 保安規程の写の提出

都市ガス事業者は、ガス事業法第24条、第64条及び第97条の規定による保安規程の写を消防本部に提出するものとする。

##### イ ガス保安に係る連絡調整体制の整備

(ア) 市にガス保安対策連絡会議を設置し、関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。

(イ) 都市ガス事業者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める液化石油ガス販売事業者(以下「液化石油ガス販売事業者」という。)は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を所轄する消防本部に提出する。

#### (2) ガス保安施設の整備

##### ア ガス遮断装置の設置

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認めら

- れる箇所にガス遮断装置を設置する。
- イ ガス漏れ警報設備等の設置  
都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。
- (3) ガス災害の予防対策
- ア 都市ガス
- (ア) 都市ガス事業者は、ガスの製造装置、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視、点検及び検査を行う。
- (イ) 都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。
- (ロ) 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事にかかわる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。
- (エ) 他工事事業者は、他工事をするに際しガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに、都市ガス事業者が行う保全のための措置に協力をするものとする。
- (オ) 都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。
- イ 高圧ガス
- (ア) 高圧ガス事業者及び市内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、施設点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。
- (イ) 市及び消防機関は、緊急措置の円滑化を図るため、他の関係機関と常時相互の協力体制の維持に努める。
- (ロ) 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓蒙のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるPRを行う。
- また、液化石油ガス販売事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

## 第6節 道路鉄道等災害防止計画

### 1 計画の主旨

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

### 2 計画の内容

#### (1) 道路交通の災害予防計画

市は、道路管理者として、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

- ア 安全施設等の整備
- イ 防災体制の確立（情報連絡を含む）
- ウ 異常気象時の通行規制区間の指定
- エ 通行規制の実施及び解除
- オ 通行規制の実施状況に関する広報

#### (2) 鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める

運転基準により列車の運転中止等を行う。

## 第7節 防災知識の普及計画

### 1 計画の主旨

災害対策関係職員及び市民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、次により行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、市は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

### 2 計画の内容

#### (1) 普及の方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

##### ア 学校教育、社会教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

##### イ 市職員及び関係者に対する普及

市職員及びその他防災関係機関における災害対策関係職員・関係者に対し、防災体制上の役割分担の内容の周知徹底、また役割分担に応じた適正な判断力等のかん養等あらゆる機会を通じて、防災知識の普及に努める。

##### ウ 広報紙等印刷物、同報無線、広報車巡回などによる普及

市民等に対して、その時期等に応じて、広報紙等印刷物の作成・配布、また同報無線等市の有するその他の広報手段を活用により防災知識の普及・高揚を図る。

##### エ 県ホームページ、アプリ「静岡県防災アプリ」による普及

市民等に対し、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

##### オ 映画、ビデオ、スライド、展示会、講演会等による普及

防災月間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、市民等に対して、映画、ビデオ、スライド、展示会、講演会等を適宜開催し、防災知識の普及・高揚を図る。

#### (2) 普及すべき内容

防災知識の普及にあたっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。なお、専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

##### ア 防災気象に関する知識

##### イ 防災の一般知識

##### ウ 市地域防災計画の概要

##### エ 自主防災組織の意義

- オ 災害時の心得
  - (ア) 災害情報等の聴取方法
  - (イ) 停電時の心構え
  - (ウ) 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底
  - (エ) 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備
  - (オ) 自動車へのこまめな満タン給油
  - (カ) 避難所の適正な運営
  - (キ) その他災害の態様に応じ、とるべき手段方法等
  - (ク) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について
  - (ケ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
- カ 災害危険箇所に関する知識
- キ 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
- ク 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識
- ケ 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- コ 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底
- サ 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- シ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備
- ス 通信機器の充電装置、バッテリーの準備

## 第8節 住民の避難体制

### 1 計画の主旨

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地という。’)という。)及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所’)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

### 2 避難地・避難路の周知啓発

市は、住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際に発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

### 3 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、総合的に安全性の向上を図る。

- (1) 避難地

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入口の整備
- (2) 避難路
  - ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
  - イ 落下・倒壊物対策の推進
  - ウ 誘導標識、誘導灯の設置
  - エ 段差解消、誘導ブロックの設置

#### 4 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

##### (1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ア 市は、できるだけ危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- イ 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

なお、市は、加えて感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な

場合には、ホテルや旅館、公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

- オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2) 2次的避難所の整備

ア 福祉避難所

- (ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- (イ) 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者の受け入れができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- (ウ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- (エ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- (オ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 2次的避難所

- (ア) 2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- (イ) 市は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- (ウ) 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

(3) 避難地、避難所等の施設管理

ア 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民

等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- (ア) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (イ) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (ウ) 災害対策本部との連絡体制
- (エ) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府)を参考とする。

#### イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市で施設間の連絡体制の構築を行う。

#### ウ 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は、施設の管理者に対して、計画作成を働きかけていく。

## 5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- (1) 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。また、周知啓発に資するため、市及び県は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- (2) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立退き避難・水平避難)を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。
- (3) 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」とい

う考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

- (4) 市及び県は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

## 第9節 防災訓練

### 1 計画の主旨

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する市、県等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

### 2 計画の内容

#### (1) 総合防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現状から、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点を置き、市は、総合防災訓練を行うものとする。

また、総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努めるものとする。

- ア 水防
- イ 消火
- ウ 交通規制
- エ 道路啓開
- オ 救出、救護
- カ 避難、誘導
- キ 通信情報連絡
- ク 救助物資輸送
- ケ 避難所運営
- コ 給水、炊出し
- サ 応急復旧
- シ 遺体処理

#### (2) 救助・救急関係機関の連携

市、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(3) 災害対策本部要員訓練の実施

応急対策活動に従事する災害対策本部要員に対し、実際に即した訓練を行う。

(4) 非常通信訓練

各地区防災拠点と市の災害対策本部並びに県方面本部、防災関係機関及び隣接市町相互で迅速かつ正確な交信を維持するため、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

(5) 自主防災組織における実践的訓練の推進

災害発生初期における適切な措置の如何が人的、物的被害の軽減を大きく左右する。そのため、おおむね次の事項に重点を置き、実践的訓練を行うよう進める。

ア 消防団と連携した初期消火訓練

イ 地域の救出救助器具を利用した訓練

ウ 高齢者などの要配慮者を想定した訓練

エ 自主防災組織と避難所となる施設の管理者とが連携した避難所生活訓練

(6) 防災訓練のための交通の禁止又は制限

平成7年12月の災害対策基本法の改正により県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路の通行を禁止し、又は制限することができることとなった。市は、各防災関係機関と協議の上、その必要があるときは、防災訓練のための交通の禁止又は制限を申請する。

(7) 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

## 第10節 自主防災組織の育成

### 1 計画の主旨

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動が地域の末端に十分即応できない事態が予想される。

特に広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動が必要である。またこの活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。したがって、当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等の災害に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

## 2 計画の内容

### (1) 自主防災組織の概要

#### ア 組織

各自治会を単位とし、地域的連帯をもって、それぞれの防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の責任者又は副責任者等を置くなど女性の参画の促進に努めるものとする。市及び県は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

#### イ 編成

組織には、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

#### ウ 活動内容

##### (ア) 平常時における予防活動

防災知識の普及、意識高揚、防災計画の作成、危険地域の把握及び水利の点検、出火防止の徹底、消火、救出救護及び避難等訓練の実施、資機材、物資等の備蓄、保守管理、各種台帳の整備点検等

##### (イ) 災害時における応急活動

情報収集、伝達、広報活動、出火防止、初期消火活動、避難活動、救出救護活動、応急手当、給食・給水活動、秩序維持に対する協力、救助物資の配分、避難所の立上げ、在宅避難者の支援

### (2) 推進方法

市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、地域の実情に応じた組織の育成を指導する。また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、様々な条件に配慮してきめ細かく実施する

### (3) 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの育成を図るものとする。その際、女性の参画及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成の促進に努めるものとする。

### (4) 避難所の運営体制の整備

「富士宮市避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

### (5) 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用

市は、静岡県総合防災アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。

## 第1 1 節 事業所等の防災活動

### 1 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業

所及び関係地域の安全を確保すること。

- (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所は、事業活動に関し、市、県が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状態であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

## 2 平常時からの防災活動の概要

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、災害用トイレ、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

## 3 事業所の防災力向上の促進

- (1) 市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。
- (2) 市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。
- (3) 市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

## 4 事業継続計画（BCP）の取組

事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、2次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

# 第12節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として富士宮市防災会議に提案することができる。
- 2 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

- 3 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等より、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 第13節 ボランティア活動に関する計画

市は、社会福祉法人富士宮市社会福祉協議会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。また、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

また、市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

### 1 ボランティア活動の支援

富士宮市災害ボランティアセンターは、「富士宮市総合福祉会館」に設置する。

## 第14節 要配慮者支援体制の整備

### 1 主旨

要配慮者に関する情報把握、家具転倒防止等の防災活動、災害情報伝達、避難行動、避難生活における支援等に係る事項を明確にして、災害時において一人も見逃すことなく避難することができる体制と、避難生活における必要な支援を的確に行うことができる体制を整備することを目的とする。

### 2 要配慮者支援体制の整備

#### (1) 要配慮者支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、福祉関係団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、個別支援プランの策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、自主防災組織が中心となり、行政機関、地域組織、福祉関係者・福祉関係団体等が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

#### (2) 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

ア 市は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下、「避難行動要支援者」という)の把握に努める。

イ 市は、避難行動要支援者について避難支援等(避難の支援、安否の確

- 認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置)を実施するための基礎とする名簿(避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という)を、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。
- ウ 市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- エ 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者(消防機関、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者)に対し、本人の同意を得ることにより、または、当該市の条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。
- オ 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。
- カ 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- キ 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- ク 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ケ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

コ 県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(3) 防災訓練

市は、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

(4) 人材の確保

市は、手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める。

(5) 協働による支援

市は、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

(6) 情報伝達

市は、高齢者、障害のある人等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。

(7) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

## 第15節 避難行動要支援者の避難支援

### 1 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、下記のとおりとする。

- (1) 自主防災会
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 消防団員
- (4) その他行政機関及び福祉関係団体

### 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にあり、次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 要介護認定において要介護3から要介護5の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている者
- (3) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の交付を受けている者
- (5) 75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯に属する者
- (6) 特定疾病治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- (7) 前各号に掲げる者のほか支援を必要とする者

### 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 名簿作成に必要な情報の入手方法

ア 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約すること。

イ 市は、難病患者に係る情報等、市が把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、静岡県その他の者に対して、情報提供を求めること。

#### 4 名簿の更新等に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

#### 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

(1) 避難支援等関係者は、情報漏えいを防止するため次の措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者に関する情報を無用に共有、利用しないこと

イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを認識すること

ウ 受け取った名簿を施錠可能な場所へ保管すること

エ 受け取った名簿を必要以上に複製しないこと

オ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定すること

(2) 市は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な管理を図るよう適切な措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援関係者に限り提供すること

イ 名簿情報の取り扱い状況を報告させること

ウ 名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催すること

#### 6 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次の事項に配慮する。

(1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、ひとり一人に的確に伝わるようにすること

(2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

(3) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

#### 7 避難支援等関係者の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこと。その際、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。

## 第16節 救助・救護活動に関する計画

### 1 救助隊の整備

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

### 2 保健医療福祉調整本部の総合調整

市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

## 第17節 応急住宅・災害廃棄物処理

### 1 建設型応急住宅

市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

### 2 賃貸型応急住宅

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

### 3 災害廃棄物処理

- (1) 市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。
- (3) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

## 第18節 重要施設・ライフライン事業の機能確保等に関する計画

### 1 市

- (1) 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の実効性の確保に努めるものとする。
- (2) 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (3) 市は、防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。
- (4) 市、県及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区

の整備、推進に努めるものとする。

## 2 重要施設の管理者

市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるとものとする。

特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるように体制等を強化することとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性を鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平時から災害時の燃料安定供給を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。

## 3 ライフライン事業者

災害発生時に円滑な対応を図れるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し体制を整備しておくものとする。

ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資器材の整備等に努めるものとする。

# 第19節 被災者生活再建支援に関する計画

## 1 実施体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- (1) 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練
- (2) 応援協定の締結
- (3) 応援の受入れ体制の構築

## 2 システムの活用

市は、住家被害の調査及びり災証明書の交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

## 第20節 市の業務継続に関する計画

区分	内容
業務継続体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</li> <li>実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</li> </ul>
業務継続計画等において定めておく事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</li> <li>本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</li> <li>電気・水・食料等の確保</li> <li>災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</li> <li>重要な行政データのバックアップ</li> <li>非常時優先業務の整理</li> </ul> </li> </ul>

## 第21節 複合災害対策及び連続災害対策

- 市は、地震、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- 市は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部から支援を早期に要請することも考慮する。
- 市は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 第22節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携して災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画の役割について、連携し明確化しておくよう努めるものとする。

## 第23節 災害に強いまちづくり

- 市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用するこ

と等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

- 2 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- 3 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
- 4 市は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- 5 市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- 6 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 総則

#### 1 計画の主旨

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は、応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するために市が行うべき措置について、災害対策基本法並びに静岡県地域防災計画の定めるところにより、計画する。

#### 2 この計画を理解し実施するための留意事項

##### (1) 関係法律との関係

災害対策基本法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

##### (2) 相互協力

災害対策基本法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応ができるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結を推進するものとする。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、ライフライン事業者等は、県及び関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

##### (3) 市長の要請について

市長は、市地域防災計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう十分な配慮をするとともに、この計画により県、その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。

要請連絡は、電信、電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。

なお、電信電話等で要請した事項については、事後正式書面により処理するものとする。

##### (4) 市長の関係者への周知徹底について

市長は、県が静岡県地域防災計画（共通対策の巻）に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。

##### (5) 応援の指揮系統

この計画に基づき、応援を受ける場合の指揮系統は、災害対策基本法第

67条（他の市町村長等に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける市長の指揮のもとに行動するものとする。

(6) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あつせん、受諾に当たっては、特に混乱しやすい災害時であり、責任の所在が不明確になりがちであるので、県、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

ア 機関名

イ 所属部課名

ウ 氏名

(7) 従事命令等強制権の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては常にその主旨を徹底させておくものとする。

(8) 標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては、標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。

(9) 知事による応急措置の代行

災害対策基本法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

(10) 経費負担

災害応急対策に要する経費については、災害対策基本法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより、災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

## 第2節 組織計画

### 1 計画の主旨

この計画は、市の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

### 2 災害対策組織

(1) 富士宮市防災会議

ア 編成

「富士宮市防災会議委員の編成（資料編3-1-1）」の定めるところによる。

イ 運営

「富士宮市防災会議条例（資料編3-1-2）」に定めるところによる。

なお、市に災害対策本部が設置された場合については、以下のとおり行うものとする。

(ア) 必要に応じ防災会議又は実務担当者会議を開催し、情報の収集・伝達、災害応急対策の連絡調整を図る。

(イ) 召集される防災会議委員等は、災害応急対策の内容に応じて本部長（防災会議会長）が必要と判断した範囲の者とする。

(ウ) 防災会議委員は、市災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ所属職員を市災害対策本部へ派遣する。

(2) 富士宮市災害対策本部

ア 編成

「富士宮市災害対策本部組織構成（資料編3-2-1）」及び「富士宮市災害対策本部各部班事務分掌（資料編3-2-5）」の定めるところによる。

イ 運営

「富士宮市災害対策本部条例（資料編3-2-2）」及び「富士宮市災害対策本部運営要領（資料編3-2-3）」の定めるところによる。

ウ 設置基準

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長が設置を必要と認めるとき

エ 設置場所

災害対策本部は、市役所災害対策本部室に設置する。

ただし、本庁舎に設置できない場合は、中央消防署に設置する。

オ 標識

「富士宮市災害対策本部標識（資料編3-2-4）」のとおり定める。

カ 職員の身分証票

災害対策本部関係職員及び災害対策基本法第83条（立入りの要件）第2項に定める職員の身分を示す証票は、富士宮市職員服務規則に基づき交付されている職員身分証明書をもってこれにかえるものとする。

(3) 富士宮市水防本部

水防本部の組織に関し必要な事項は、「富士宮市水防計画（資料編6-1-1）」の定めるところによるものとする。

なお、災害対策本部（以下「本部」という。）が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

市は、市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

## 第3節 動員計画

### 1 計画の主旨

この計画は、市長が動員を指示若しくは命令し、または要請する場合の対象者、及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

### 2 動員及び派遣要請の時期

市長は、災害の種類、規模または災害発生の予想などを検討し、防災体制をとるため必要と認めたとときに実施する。

### 3 動員対象者

- (1) 市職員
- (2) 消防団員

### 4 応援動員対象者

- (1) 警察官
- (2) 自衛官
- (3) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (4) 保健師、助産師又は看護師
- (5) 土木技術者又は建築技術者

- (6) 大工、左官又はとび職
- (7) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者

## 5 実施方法

- (1) 市職員の動員  
職員の動員に関する配備体制及び非常連絡体制は、「富士宮市災害対策本部運営要領(資料編3-2-3)」及び富士宮市災害対策本部動員表に定めるとおりとする。
- (2) 消防団員の動員  
消防団員の動員を必要とする場合には、消防団長に対して要請する。
- (3) 警察官の応援動員要請  
警察官の応援動員を必要とする場合には、富士宮警察署長に対して出動を要請する。
- (4) 自衛隊の派遣要請の要求  
自衛隊の派遣要請の要求に関し必要な事項は<第23節 自衛隊派遣要請の要求計画>の定めるところによるものとする。
- (5) 医療・助産関係者の応援動員要請  
医療・助産関係者の応援動員に関し必要な事項は<第13節 医療・助産計画>の定めるところによるものとする。
- (6) 土木業者、建築業者等の応援動員要請  
土木業者、建築業者等の応援動員を必要とする場合には、資料編(5-3-5)<災害時の緊急協力に関する協定書>に基づき、富士宮建設業協同組合に対し、土木業者及び建築業者又はこれらのものの従業者等への出動を要請する。
- (7) 関係機関等への協力要請  
災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、前各号の動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するとともに県知事又は災害時の応援に関する協定を締結している各市町長に対し、職員の応援を求める。
- (8) 市職員の応援
  - ア 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。
  - イ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。
  - ウ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。
  - エ 市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。
- (9) 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

## 6 受入体制の確立

- (1) 全ての動員者の作業が効率的に行えるよう、動員者の受入体制を確立しておくものとする。

- (2) 動員により応援を受ける場合は、動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を確立しておくものとする。
- (3) 市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

## 第4節 通信情報計画

### 1 計画の主旨

この計画は、県・市及び防災関係機関との通信系統を明らかにし、災害時等における情報連絡に支障のないよう措置することを目的とする。

### 2 気象予報・警報等の伝達及び周知方法

- (1) 県その他関係機関より受信した気象予報・警報は、必要に応じ市の同時通報無線、広報車等により市民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。  
また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害時情報共有システム（Lアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- (2) 気象業務関係法規に基づく、予報・警報実施基準は、「気象等の予報及び警報の種類と発表基準資料編（4-2-1）」のとおりである。
- (3) 水防予警報の収集及び伝達は、「富士宮市水防計画資料編（6-1-1）」の定めるところによる。
- (4) 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

### 3 災害情報及び被害状況の報告

- (1) 市長に対する報告  
災害情報及び被害状況報告は、災害応急対策を確実に実施する基礎となるものであるから、関係各部長は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、資料編（様式第3号＜被害状況報告書＞により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して、市長に報告するものとする。  
被害状況の報告事項は次のとおりとする。  
ア 災害の原因  
イ 災害が発生した日時  
ウ 災害が発生した場所、又は地域  
エ 被害の程度  
オ 災害に対してとられた措置  
カ その他、必要な事項
- (2) 県知事に対する報告等  
ア 被害速報（随時）  
市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編（4-4-1）＜被害程度の認定基準＞に基づき、資料編（4-4-2）＜被害速報（随時）＞により県東部方面本部長（東部地域局長）を

経て、県災害対策本部長（知事）に報告する。

また、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し県東部方面本部長（東部地域局長）に報告する。

ただし、県東部方面本部長（東部地域局長）に連絡がつかない場合は県災害対策本部長（知事）に、県災害対策本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。

なお、連絡が付き次第、県災害対策本部長（知事）及び県東部方面本部長（東部地域局長）にも報告する。

イ 定時報告

県東部方面本部長（東部地域局長）が定めた時間に、可能な限り最新の被害状況を把握し、資料編（4-4-3）＜災害定時及び確定報告書＞により報告する。

ウ 確定報告

被害状況確定後、速やかに資料編（4-4-3）＜災害定時及び確定報告書＞により県東部方面本部長（東部地域局長）を経由して、県災害対策本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。

エ 知事に対する要請

知事に対し要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

オ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

(3) 市防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、市防災会議に報告するものとする。

(4) 内閣総理大臣に対する報告

法第53条第1項の規定に基づき、市が内閣総理大臣に報告すべき災害は、①災害救助法の適用基準に合致する災害、②市が災害対策本部を設置した災害、③災害が当市における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で多くの被害を生じている災害、④災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する災害、⑤災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害、⑥①から⑤に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。

ただし、大規模な災害等や社会影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集、伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。

なかでも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれがある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。

把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明または災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集、伝達を行うこと。

## 4 災害通信方法

(1) 災害通信の受領並びに伝達

県から伝達される各種災害通信は、県防災行政無線（ファクシミリ）により、危機管理局（勤務時間外の場合は当直室）で受領し、必要と認める各課等に通信する。危機管理局長は、上司の命があったとき、又は状況により必要と認めたときは、庁内放送等を通じて全職員に情報を周知徹底するものとする。

(2) 有線通信途絶時における措置

有線通信途絶時においては、県及び県下各市町間の連絡には、県防災行政無線を利用する。

また、市内各地との連絡には、市地域防災無線により通信活動を行うものとする。

(3) 同報無線等の利用

災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、同報無線を活用し市民へ情報の周知徹底を図る。

## 5 情報伝達体制の確保

市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

## 6 情報伝達手段及び通信系統

(1) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(2) 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

## 7 防災関係機関相互の連携体制の構築

市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP 4D(基盤的防災情報流通ネットワーク))に集約できるよう努めるものとする。

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

# 第5節 災害広報計画

## 1 計画の主旨

災害時において、市民に対し必要な情報を提供し、人心の安定を図るとともに、報道機関、県広報組織との協力体制を整備し、広報活動の万全を図ることを目的とする。

その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

## 2 情報収集及び広報方法

### (1) 災害広報体制の確立

ア 広報担当班は、他の班及び県との連絡を密にし、災害情報及び被害情報を迅速正確に収集して市民等に対する通報・発表の体制を整えるものとする。

イ 広報担当班は、本部としての活動状況を可能な限り時系列にしたがっ

て記録するよう努めるとともに、被災地の状況を動画、静止画等による映像記録に努めるものとする。

- ウ 広報担当班は、災害情報及び被害状況の推移に関しては、市民・報道機関に対するだけでなく、必ず一般職員に対しても庁内放送、文書等により周知するものとする。
- (2) 報道機関に対する情報発表
  - ア 情報発表者  
市（市災害対策本部）が報道機関に対する正式情報を発表する場合の情報発表責任者は、事務局長（危機管理監）とする。
  - イ 情報発表方法  
報道機関に対する正式情報の発表は、庁内の適当な場所に設置する報道機関詰所兼臨時共同記者会見場にて行う。
- (3) 広報機関の活用
  - 市（市災害対策本部）が災害対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。なお、停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。
  - ア 広報媒体
    - (ア) 広報紙（広報ふじのみや）、ポスター、チラシ等
    - (イ) テレビ、ラジオ、同報無線、パソコン（公式ホームページ、Twitter、Facebook等）
    - (ウ) 被災地に対する広報は広報車等による。
    - (エ) 災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。
  - イ 外部機関からの広報要請  
市（市災害対策本部）は、県及び外部機関から災害応急対策等に関する広報の要請を受理した場合は、市の広報手段を使用して広報するものとする。
  - ウ 報道機関からの災害記録写真の収集  
市（市災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関の撮影したものについて提供を依頼することができる。

### 3 経費負担区分

市がラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は放送依頼時において、その都度協議して定める。

報道機関から収集する災害記録写真の経費は、市が負担するものとする。

### 4 被災者の安否に関する情報の提供等

市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するよう努めるものとする。また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（静岡県地域防災計画資料編）に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

### 5 広報事項

災害初期における各種の混乱防止被害等のため、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うものとし、広報事項の主なものは次に掲げる事項とする。

- (1) 地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起
- (2) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (3) その他社会秩序保持のための必要事項

## 第6節 災害救助法の適用計画

### 1 計画の主旨

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市において具体的に災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であるとき。
- (2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内の人口に応じ、前記(1)の半数(注:50世帯)以上の世帯の住家が滅失したとき。
- (3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命、又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

### 3 被害世帯の算定基準

#### (1) 被害世帯の算定

前記2の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

#### (2) 住家の滅失等の認定

##### ア 滅失(全壊・全焼・流失)

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には次のいずれかに該当するものとする。

- ① 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
- ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

##### イ 半壊、半焼

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
- ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

##### ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの

- ① 前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
- ② 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

#### 4 災害救助法の適用手続

- (1) 市は市域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及び、これに対してとった措置の概要を県に報告しなければならない。
- (2) 知事は、市からの報告又は要請に基づき「災害救助法」を適用する必要があると認めたときは「災害救助法」の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、市及び県各部局に通知するものとする。

#### 5 災害救助法事務

災害に際し、市における被害が「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務については、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

- (1) 避難所の設置及び収容
- (2) 炊出し、その他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) り災者の救出
- (7) り災者の住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索
- (11) 遺体の処理
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 6 費用限度額

費用限度額は、資料編(6-11-1)「災害救助法による救助の種類、程度方法及び期間並びに実費弁償」による。

#### 7 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁とする。

#### 8 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

## 第7節 避難救出計画

### 1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示・誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に呼応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルを対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る。」という考えの下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

#### (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。

住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達する。また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報 (警報級の可能性) (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

<p>警戒レベル3</p>	<p>高齢者等避難 (市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫警戒情報</li> <li>・ 洪水警報</li> <li>・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒)</li> <li>・ 大雨警報(土砂災害)</li> <li>・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒)</li> </ul>	<p>危険な場所から高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> <li>・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</li> </ul> <p>例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>警戒レベル4</p>	<p>避難指示(市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報</li> <li>・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(非常に危険)</li> <li>・ 土砂災害警戒情報</li> <li>・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(非常に危険)</li> </ul> <p>※1</p>	<p>○危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。</li> <li>・ 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>

警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫発生情報</li> <li>・ (大雨特別警報(浸水害)) ※2</li> <li>・ 大雨特別警報(土砂災害) ※2</li> <li>・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫)</li> <li>・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫)</li> <li>・ 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)(災害切迫)</li> </ul>	<p>命の危険直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。</p>
--------	-------------------	--	--

注1 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注2 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令することから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注4 「早期注意情報(警報級の可能性)」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である

注5 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

## イ 実施者

### (ア) 緊急安全確保、避難指示

- a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のために立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務に絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事による、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関する助言を参考にするとともに、これら避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

- b 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。
- c 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のための特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- d 市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第60条により、知事が避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

また、市長による避難の指示ができない場合、又は、市長から要求した場合は、関係法令による次の者が避難の指示等を行うことができる。

- ・ 災害対策基本法第61条 警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避

難のための立退きを指示することができる。

- ・ 水防法第29条 水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる。
- ・ 自衛隊法第94条 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。

(イ) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長等は、避難指示（緊急）等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

ア 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出勤を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域へ

の立入りを制限し、もしくは、禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

なお、災害対策基本法第63条第2項及び第3項の規定により、警察官又は自衛官は市長の職務を行うことができるとされ、この規定による警戒区域が設定された場合は、市長はその旨の通知を受けるものとする。また、市が事務の全部及び大部分の事務をおこなうことができなくなったときは、災害対策基本法第73条第1項の規定により、知事が市長に代わり警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施するものとする。

## 2 被災者の救助

### (1) 基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ 県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。

ウ 市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

エ 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。

オ 市は、当該市の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

カ 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

キ 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

### (2) 実施主体と実施内容

#### ア 県

知事は、市から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。

(ア) 県職員を派遣し救出活動を支援する。

(イ) 他の市町長に対し応援を指示する。

(ウ) 自衛隊に対し支援を要請する。

(エ) 救出活動の総合調整を行う。

(オ) 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。

#### イ 警察

被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。

#### ウ 市

- (ア) 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。
- (イ) 職員を動員し負傷者等を救出する。
- (ウ) 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。
- (エ) 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。
- (オ) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。
  - a 応援を必要とする理由
  - b 応援を必要とする人員、資機材等
  - c 応援を必要とする場所
  - d 応援を必要とする期間
  - e その他周囲の状況等応援に関する必要事項

#### エ 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (ア) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (イ) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (ウ) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- (エ) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。
- (オ) 救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

#### オ 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。

### 3 避難地への避難誘導・運営

#### (1) 避難地への市町職員等の配置

市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

#### (2) 地震災害発生時における避難方法

災害の状況により異なるが原則として次により避難する。

#### 要避難地区で避難を要する場合

##### ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

- (ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。
- (イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。
- (ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。
- (エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。

##### イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

#### その他の区域で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

#### (3) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

#### (4) 避難地における業務

要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集
  - イ 地震等に関する情報の伝達
  - ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）
  - エ 必要な応急救護
  - オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動
- 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

## 4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることができる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要

な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(1) 避難所の開設

ア 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設がない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者と協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア 避難の受入れの対象者

(ア) 災害によって現に被害を受けた者

a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。

b 現に災害を受けた者であること。

(イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- a 避難指示が発せられた場合
- b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(ウ) その他避難が必要と認められる場合

イ 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

(ア) 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

(イ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

(ウ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

(エ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

(オ) 避難行動要支援者への配慮

(カ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

(キ) 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所

レイアウト等の必要な措置の実施

(ク) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

(ケ) 相談窓口の設置(女性指導員の配置)

(コ) 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

(サ) 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

(シ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(ス) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへ

の配慮

- (セ) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- (ソ) ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- (タ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- (チ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- (ツ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市は、県及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

## 5 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

## 6 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

### (1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

#### ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

##### (ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

##### (イ) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

##### (ウ) 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

### (2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

#### ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

#### イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

## 7 広域避難・広域一時滞在

市は、富士宮市が被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県の協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞りに係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

- (1) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞りが可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞りにおける被災住民の運送の円な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (2) 市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (3) 市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分		内 容
県 内 市 町	本市が被災した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。</li> <li>・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。</li> </ul>

へ の 避 難	本市が受入れする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難を受入れる市町は、市と協力して避難所の開設・運営等を行う。</li> <li>・市町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</li> </ul>
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。
県 外 へ の 避 難	本市が被災した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。</li> <li>・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。</li> </ul>
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

## 第8節 愛玩動物救護計画

### 1 計画の主旨

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、県、飼い主等の実施事項を定める。

### 2 対応

#### (1) 同行避難動物への対応

##### ア 市

「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く市民に周知を行う。

##### イ 県

避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

##### ウ 飼い主

(ア) 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

- (イ) 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。
  - (ウ) 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。
  - (エ) 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。
    - ※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地への避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。（以下同様）
- (2) 放浪動物への対応

ア 市

- (ア) 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。
- (イ) 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。
- (ウ) 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着（動物の愛護及び管理に関する法律により鑑札とみなされたマイクロチップを装着している飼い犬については、注射済票の装着のみ）を徹底させるよう啓発を行う。
- (エ) 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。
- (オ) 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

イ 県

市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

ウ 飼い主

- (ア) 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。
- (イ) 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全を第一とした上で、ペットとの同行避難に努めるものとする。

## 第9節 食料供給計画

### 1 計画の主旨

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し、食料品を確保し支給するため市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

### 2 実施主体と実施内容

(1) 応急食料の確保計画量

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 実施主体

ア 市

- (ア) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。
- (イ) 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。
  - a 調達又はあっせんを必要とする理由
  - b 必要な食料の品目及び数量
  - c 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
  - d 連絡課及び連絡責任者
  - e 荷役作業員の派遣の必要の有無
  - f 経費負担区分
  - g その他参考となる事項
- (ウ) 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。
- (エ) 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

イ 市民及び自主防災組織

- (ア) 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。
- (イ) 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。
- (ウ) 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

ウ 県

- (ア) 知事は、市から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。
- (イ) 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送をうことが困難な場合にも被災者に応急食料を確実に届けるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 応急食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによっても不足するときは、他の食料保有者から調達する。
- (エ) 応急食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼する。当該食料調達先に依頼できないときは、静岡県地域防災計画に基づき措置する。
- (オ) 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した食料保有者の応急食料の在庫量の把握を行う。
- (カ) 県は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。
- (キ) 必要に応じて、保管命令、収用等応急食料の供給を確保する措置を講ずる。
- (ク) 知事は、国に対する応援要請によっても応急食料が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、応急食料の調達を要請する。

### 3 災害救助法に基づく実施基準

- (1) 食料給与の対象者
  - ア 避難所に避難した者
  - イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
  - ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等
  - エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品を喪失し持ち合わせがない者
- (2) 対象品目
  - ア 主食  
米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食
  - イ 副食（調味料を含む）
  - ウ 粉ミルク、離乳食等
- (3) 対象経費
  - ア 主食費
    - (ア) 米穀販売業者及び農林水産省生産局から購入した米穀
    - (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等
    - (ウ) 小売・製造業者等から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等
  - イ 副食費（調味料を含む）
  - ウ 燃料費
  - エ 雑費  
器物（炊飯器、鍋、やかん、バケツ等）の使用謝金又は借上料  
アルミホイル等の包装紙類、茶、箸、使いすて食器等の購入費
- (4) 費用の限度  
資料編（6-11-1）＜災害救助法による救助の種類、程度、方法及び期間並びに実費弁償＞のとおり。
- (5) 実施期間  
災害発生の日から7日以内  
ただし、期間内に炊き出し、その他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事と協議して、必要最小限の期間を延長することができる。

### 4 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

市長は、県が締結した「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、関東農政局静岡県拠点地方参事官又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

### 5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

## 第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

### 1 計画の主旨

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できないり災者に対し、急場をしのご程度の衣料、その他の物資 以下この節におい

て「物資」という。及び燃料の確保供給について市の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

## 2 実施主体と実施内容

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

### (1) 市

ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。

イ 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。

(ア) 調達又はあっせんを必要とする理由

(イ) 必要な物資の品目及び数量

(ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

(エ) 連絡課及び連絡責任者

(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(カ) 経費負担区分

(キ) その他参考となる事項

ウ 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

エ 市は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。

オ 市長は、炊き出しに必要とする LP ガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。

(ア) 必要な LP ガスの量

(イ) 必要な器具の種類及び個数

### (2) 県

ア 知事は、市から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。

イ 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。

ウ 物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等のおりとする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。

エ 物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、静岡県地域防災計画輸送計画に基づき措置する。

オ 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。

カ 県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。

キ 必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。

ク 知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請する。

ケ 知事は、市から炊き出しに必要な LP ガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県 LP ガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。

コ 県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請する。

### 3 災害救助法に基づく実施基準

- (1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者  
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- (2) 対象品目
  - ア 被服、寝具及び身の回り品  
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
  - イ 日用品  
石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等
  - ウ 炊事用具及び食器  
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
  - エ 光熱材料  
マッチ、L P ガス等
- (3) 費用の限度  
資料編(6-11-1)「災害救助法による救助の種類、程度、方法及び期間並びに実費弁償」のとおり。
- (4) 給(貸)与の期間  
災害発生の日から10日以内に完了  
ただし、知事と協議して、必要最小限の期間を延長することができる。

### 4 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

## 第11節 給水計画

### 1 計画の主旨

この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため、市、市民及び自主防災組織の実施事項を定め、給水に支障のないよう措置することを目的とする。

### 2 実施主体と実施内容

- (1) 市
  - ア 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。
  - イ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。
    - (ア) 給水を必要とする人員
    - (イ) 給水を必要とする期間及び給水量
    - (ウ) 給水する場所
    - (エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
    - (オ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
    - (カ) その他必要事項
  - ウ 市は、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
  - エ 市は、地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限

の生活に必要な水を供給するよう努める。

オ 給水方法

(ア) 運搬給水 取水拠点にて確保した飲料水を、車両等を活用して給水箇所まで運搬し、給水するものとする。

(イ) 仮設共用水栓等上水道配水施設のうち、被災後使用可能な施設より仮設共用水栓等を設置し、給水するものとする。なお、断水が長期間になると予想される場合には、早期に配水管路、配水支管にも仮設共用水栓等を設置する。

(ウ) 給水順位

a 第1順位 <第13節 医療・助産計画>による救護施設

b 第2順位 市が指定した避難場所で応急給水が必要なところ

c 第3順位 被害状況に応じ、飲料水の確保が困難な地域で地区指定給水箇所

カ 簡易水道組合等が実施する応急給水活動状況を把握するとともに、要請に応じて必要な協力を行う。

キ 市民等が自助努力により飲料水を確保する場合は、衛生上の注意等を広報する。

ク 富士宮市管工事協同組合及び災害時等の給水活動に関する協定締結事業者への要請者への要請市長は必要に応じ、富士宮市管工事協同組合及び災害時等の給水活動に関する協定締結事業者に協定書に基づき、協力を要請する。

ケ 日本水道協会静岡県支部への要請

市長は必要に応じ、日本水道協会静岡県支部に「公益社団法人日本水道協会静岡県支部災害時相互応援要綱」に基づき、応急給水と施設の応急復旧のための応援を要請する。

(2) 市民及び自主防災組織

ア 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

イ 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。

ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

エ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

(3) 県

ア 知事は、市から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。

イ 知事は、市から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。

ウ 知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。

### 3 災害救助法に基づく実施基準

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 飲料水の供給を受ける者 | 災害のため現に飲料水を得ることのできない者                           |
| (2) 飲料水の供給量     | 大人1人1日最小限、概ね3リットルとする。                           |
| (3) 飲料水の供給期間    | 災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事と協議し、必要最小限の期間を延長することができる。 |
| (4) 費用の限度額      | 機械器具の借上料、修繕費、燃料費、浄水用の薬品及び諸資材の実費                 |

### 4 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合も、前記に応じた対策を実施する。

## 第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修修理計画

### 1 計画の主旨

この計画は、災害により住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、市の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「9 広域避難・広域一時滞在」による。

市及び県は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

### 2 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

#### (1) 市

##### ア 建築物

(ア) 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。

(イ) 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

##### イ 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

#### (2) 市民

ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

イ 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (3) 県

##### ア 建築物

県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び

地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。

イ 宅地等

県は、市から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。

### 3 災害危険区域の指定

(1) 指定の目的及び方法

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定め、方法については条例により区域を指定し、周知する。

### 4 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

ア 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

イ 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の確保

エ 建設型応急住宅の建設

(ア) 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

(イ) 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

オ 賃貸型応急住宅の借上げ

借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

カ 応急仮設住宅の管理運営

応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

キ 応急住宅の入居者の認定

(ア) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

(イ) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

ク 市営住宅等の一時入居

市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

ケ 応急住宅の管理

(ア) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。

(イ) 応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

(ウ) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

コ 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

(ア) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して

県にあっせん又は 調達を要請する。また、市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

(イ) 応急仮設住宅の場合

- a 被害世帯数（全焼、全壊、流失）
- b 設置を必要とする住宅の戸数
- c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- d 派遣を必要とする建築業者及び人数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

(ウ) 住宅応急修理の場合

- a 被害世帯数（半焼、半壊）
- b 修理を必要とする住宅の戸数
- c 修理に必要な資機材の品目及び数量
- d 派遣を必要とする建築業者及び人数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

サ 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。

(ア) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

- (イ) 除去に必要な人員
- (ウ) 除去に必要な期間
- (エ) 除去に必要な機械器具の 品目別数量
- (オ) 除去した障害物の集積場所の有無

(3) 県の実施事項

ア 被害状況の把握

市の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。

イ 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の確保

(ア) 建設型応急住宅の建設

- a 被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。
- b あらかじめ協定した 社団法人プレハブ建築協会等 の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。
- c 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。

(イ) 賃貸型応急住宅の借上げ

民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。

エ 公営住宅等の一時入居

(ア) 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。

(イ) 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

(ウ) 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。

オ 応急住宅の入居者の認定及び管理

(ア) 知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。

(イ) 入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地

区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。

カ 住宅の応急修理

知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。

キ 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん

(ア) 県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求めて調達する。また、建築資材については静岡県地域防災計画資料編建築資材調達予定先一覧に基づき調達をあっせんし、建築業者等については静岡県地域防災計画により措置する。

(イ) 市長からあっせんの要請があったときは、知事は(ア)に定める者に対し協力を要請する。

(ロ) 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。なお、当該物資発注先において輸送できないときは県地域防災計画に基づき措置する。

ク 住居等に流入した土石等障害物の除去

知事は、市長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせんを行う。

## 5 災害救助法に基づく実施基準

(1) 応急仮設住宅設置

ア 対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住居を得ることができない者

イ 規模及び費用の限度

資料編(6-10-1)〈災害救助法による救助の種類、程度、方法及び期間並びに実費弁償〉のとおり。

ウ 整備開始期間

災害発生の日から20日以内

ただし、事前に知事と協議して、必要最小限の期間を延長することができる。

エ その他

供与・維持管理・処分及び手続等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。

(2) 住宅応急修理(市長への委任事務)

ア 対象者

災害のため住家が、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 規模及び費用

資料編(6-10-1)〈災害救助法による救助の種類、程度、方法及び期間並びに実費弁償〉のとおり。

ウ 修理期間

災害発生の日から3か月以内

ただし、期間内に完成できない場合は、知事と協議して、必要最小限の期間を延長することができる。

エ その他

修理を知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。

## 6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関しても、多様な生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。

## 7 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

## 8 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

## 9 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

### (1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急仮設住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。

### (2) 市長の措置

(1)の指定があつたときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置。

# 第13節 医療・助産計画

## 1 計画の主旨

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して、市の実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

## 2 基本方針

- (1) 市は、当該市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- (2) 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市町独自では対応できない事態に対応する。
- (3) 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。
- (4) 県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市町が行う。
- (5) 市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護

活動を行う。

- (6) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け以下「トリアージ」という。を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (7) 市及び県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (8) 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。
- (9) 県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を行うものとする。
- (10) 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (11) 市及び県は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

### 3 救護所、救護病院及び災害拠点病院

#### (1) 救護所

##### ア 設置

市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

##### イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (イ) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置
- (ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

#### (2) 救護病院

##### ア 設置

市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。

##### イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ
- (ウ) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

#### (3) 災害拠点病院

##### ア 設置

県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。

##### イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (イ) 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置

- (ウ) 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配
- (エ) DMAT等医療チームの受入れ及び派遣
- (オ) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

#### 4 実施主体と実施内容

- (1) 市
  - あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。
    - (ア) 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
    - (イ) 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
    - (ウ) 傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。
    - (エ) 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。
    - (オ) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。
    - (カ) 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。
      - a 必要な救護班数
      - b 救護班の派遣場所
      - c その他必要事項(災害発生の原因)
      - d 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
- (2) 市民及び自主防災組織
  - ア 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。
  - イ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。
- (3) 県
  - あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。
    - ア 知事は、市から救護班(DMAT、DPAT等医療チーム)の派遣要請があったときは関係機に対して救護班の派遣を要請する。
    - イ 知事は、市から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会から調達・あっせんを図る。
    - ウ 知事は、市から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センターへ供給を要請する。
    - エ 知事は、市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。
    - オ 知事は、市から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣を要請する。
    - カ 知事は、市から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。
    - キ 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。
    - ク 被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。

#### 5 災害救助法に基づく実施基準

- (1) 医療を受ける対象者
  - 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

- (2) 助産を受ける対象者
  - ア 災害のため助産の途を失った者
  - イ 現に助産を要する状態の者
  - ウ 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者
  - エ 被災者である与否とを問わない
  - オ 本人の経済的能力の如何を問わない
- (3) 医療、助産の範囲

医 療	助 産
ア 診察	ア 分べんの介助
イ 薬剤又は治療材料の支給	イ 分べん前、分べん後の処置
ウ 処置、手術、その他治療及び施術	ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
エ 病院又は診療所への受入れ	
オ 看護	

- (4) 実施期間
  - ア 医療  
災害発生の日から14日以内
  - イ 助産  
分べんした日から7日以内  
ただし、必要に応じ知事と協議して、それぞれの期間を延長することができる。
- (5) 費用の限度
  - ア 医療
    - (ア) 救護班による場合……………使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の実費
    - (イ) 一般病院、又は診療所による場合…国民健康保険診療報酬の額以内
    - (ウ) 施術者による場合……………当該地域における協定料金の額以内
  - イ 助産
    - (ア) 救護班による場合  
使用した衛生材料等の実費
    - (イ) 助産師による場合  
当該地域における慣行料金の8割以内の額

## 6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合も、前記に応じた対策を実施する。

## 7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

- (1) 特例措置
 

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
- (2) 市長の措置
  - (1)の指定があつたときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。
  - 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置。

## 第14節 防疫計画

### 1 計画の主旨

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

### 2 市の実施事項及び要請事項

#### (1) 実施事項

- ア 病原体に汚染された場所の消毒
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除
- ウ 病原体に汚染された物件の消毒等
- エ 生活水の供給
- オ 浸水地域の防疫活動の実施
- カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
- キ 臨時予防接種の実施

#### (2) 要請事項

- ア 防疫薬剤の種類及び数量
- イ その他必要事項

### 3 防疫対策の実施方法

- (1) 市長が責任者(担当部)を定め被災地の防疫を行うものとする。  
ただし、市独自で実施が困難な場合は県又は他市町村及び関係機関の応援協力のもとで実施する。
- (2) 防疫班・健康管理班  
責任者は、被災地の防疫活動を迅速的確に実施するため防疫班及び健康管理班を編成するものとする。
- (3) 防疫の種別及び方法
  - ア 感染症調査及び健康診断  
感染症の発生状況、動向等を明らかにする調査及び健康診断は県が行うこととなるので、市はこれに協力する。
  - イ 臨時予防接種  
被災地の感染症発生を予防するため知事の指導により、種類、対象、機関等を定めて予防接種を実施する。
  - ウ 消毒方法  
知事の指導により市職員及び臨時に雇いあげた作業員により編成する防疫班は次の場所の消毒活動を実施する。
    - (ア) 浸水家屋、下水、その他不潔場所
    - (イ) 避難所の便所、その他不潔場所
    - (ウ) 井戸
    - (エ) ねずみ族昆虫等の発生場所
    - (オ) 各地帯における家屋等床上浸水地域に対しては被災直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰等の消毒剤を配布して床、壁の拭き、便所等の消毒、手洗設備の設置について衛生上の指導を行う。
- (4) 患者等に対する措置  
被災地に感染症発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに隔離収容の措置をとるものとする。隔離収容の措置が困難な場合は富士健康福祉センター所長と協議し適切な場所に臨時の隔離施設を設けて収容するものとする。

- (5) 避難所の防疫措置
  - ア 衛生に関する協力組織  
市長は避難場所を開設したときは、県の指導のもとに避難場所における防疫の徹底を図るものとする。この場合、衛生に関する協力組織をつくるよう指導し、その協力を得て防疫の万全を期するものとする。
  - イ 避難者に対しては発病を防ぐため検病調査を実施する。
  - ウ 衛生消毒剤の撒布等  
避難場所及び被災地について衣服の日光浴、クレゾール石けん液等の適当な場所への配置、手洗いの励行などについてできれば個別ごとに指導する。
  - エ 給食従事者の健康診断  
給食作業に従事する職員については必ず健康診断を実施しておく。
- (6) 実施期間  
災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね7日間とする。

#### 4 県の実施事項

- (1) 県は、次の措置を行う。
  - ア 健康診断の実施
  - イ 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施
  - ウ 病原体に汚染された場所の消毒の実施又は市町に対する指示
  - エ ねずみ族、昆虫の駆除の実施又は市町に対する指示
  - オ 病原体に汚染された物件の消毒等の実施又は、市町に対する指示
  - カ 生活用水の供給の制限又は禁止の命令
  - キ 防疫薬品及び資機材の供給の調整
- (2) 代執行  
県は、市長の要請に基づいて実施するもののほか、激甚な災害のため防疫機能が著しく阻害され、市町が行うべき防疫業務が実施できないとき、また、実施しても不十分であると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により県が直接実施するものとする。

#### 5 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

#### 6 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

#### 7 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

### 第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

#### 1 計画の主旨

この計画は、被災地におけるごみの収集及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等の清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため、市等の行う実施事

項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

## 2 基本方針

し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「富士宮市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「富士宮市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

## 3 し尿処理

### (1) 市

ア 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。

イ 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。

ウ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

(ア) 処理対象物名及び数量

(イ) 処理対象戸数

(ウ) 当該市町所在の処理場の使用可否

(エ) 実施期間

エ その他必要事項

(ア) 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(イ) 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

### (2) 県

ア 市の要請に基づき、市町の行うし尿処理について処理場や清掃用運搬機材のあつせん、必要な指導を行う。

イ 市の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。

ウ 流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。

### (3) 市民及び自主防災組織

ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。

イ 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

## 4 廃棄物（生活系）処理

### (1) 市

ア 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。

イ 収集体制を住民に広報する。

ウ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、

知事にそのあつせんを要請するものとする。

- (ア) 処理対象物名及び数量
- (イ) 処理対象戸数
- (ウ) 当該市町所在の処理場の使用可否
- (エ) 実施期間
- (オ) その他必要事項

エ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 県

ア 市の要請に基づき市町の行うごみ処理について処理場や死亡獣畜処理場 市又は清掃業者、清掃用運搬資機材のあつせん、必要な指導を行う。

イ 市の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。

(3) 自主防災組織

ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。

イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(4) 市民

ア ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

## 5 災害廃棄物処理

(1) 市

ア 災害廃棄物処理対策組織の設置、市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

イ 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

- (ア) 家屋の被害棟数等の被災状況
- (イ) ごみ処理施設等の被災状況
- (ウ) 産業廃棄物処理施設等の被災状況
- (エ) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- (オ) 仮置場、仮設処理場の確保状況

ウ 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

エ 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理を確保する。

オ 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

カ 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

キ 災害廃棄物の処理の実施

県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

ク 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

(2) 県

ア 災害廃棄物処理対策組織の設置

災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。

イ 情報の収集

(ア) 災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。

(イ) 市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。

ウ 関係団体等への協力要請

収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。

エ 国、近隣都県、県内非被災市町

オ 関係団体

(ア) 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会

(イ) 静岡県環境整備事業協同組合

(ウ) 日本環境保全協会静岡県連合会

(3) 企業

ア 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。

イ 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(4) 市民

ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬出等を行う。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

## 6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けずに、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

(2) 市長の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

## 第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

### 1 計画の主旨

この計画は、災害により行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のための遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市、県等の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

### 2 基本方針

(1) 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。

(2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠

点との競合等を考慮して定める。

- (3) 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。
- (4) 当該地域内の遺体の捜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の捜索及び措置に協力する。
- (5) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (6) 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

### 3 実施主体と実施内容

#### (1) 市

##### ア 遺体の捜索

市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

##### イ 遺体収容施設

###### (ア) 設置

市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

###### (イ) 市は、遺体収容施設において次の活動を行う。

- a 警察の協力を得て遺体措置を行う。
- b 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
- c 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。
- d 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
- e 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

##### ウ 遺体の処置

市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬を行う。

##### エ 広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

##### オ 県への要請

市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。

- (ア) 捜索、措置、火葬に必要な職員数
- (イ) 捜索が必要な地域
- (ウ) 火葬施設の規格 釜の大きさ、燃料等 及び使用可否
- (エ) 必要な輸送車両の台数
- (オ) 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量
- (カ) 広域火葬の応援が必要な遺体数

#### (2) 県

市長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。

ア 知事は、市から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。

- イ 知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。
  - ウ 知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。
  - エ 知事は、火葬要員のあっせんを行う。
  - オ 知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。
- (3) 県民及び自主防災組織  
行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。

#### 4 災害救助法に基づく実施基準

- (1) 遺体捜索対象者  
行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
- (2) 遺体の措置内容
  - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
  - イ 遺体の一時保存
  - ウ 検案
  - エ 遺体の身元確認
- (3) 埋葬対象者
  - ア 災害時の混乱の際に死亡した者
  - イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
- (4) 実施期間  
災害発生の日から10日以内とする。  
ただし、期間の延長が必要である場合は、最小限度において知事と協議して、延長できるものとする。
- (5) 費用の限度  
資料編(6-10-1)「災害救助法による救助の種類、程度、方法及び期間並びに実費弁償」のとおり。

#### 5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

#### 6 非常災害における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

- (1) 特例措置  
政令で定める期限内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

### 第17節 障害物除去計画

#### 1 計画の主旨

この計画は、災害により土石、竹木等の障害物が住居に運び込まれ日常生活に支障がある者に対して、市の実施事項を定め、障害物除去に支障のない

よう措置することを目的とする。

## 2 災害救助法に基づく実施基準

- (1) 障害物除去の対象者  
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することができない者
- (2) 実施期間  
災害発生の日から10日以内とする。  
ただし、必要に応じ知事と協議して、期間を延長することができる。
- (3) 費用の限度  
資料編(6-11-1)「災害救助法による救助の種類、程度、方法及び期間並びに実費弁償」のとおり。

## 3 市の実施事項

- (1) 市長が責任者(担当部)を定めて行うものとする。
- (2) 障害物除去のための作業班の編成  
市職員、消防団員及び建設業者等の協力要員をもって、作業班を編成する。  
なお、必要に応じて、自衛隊の応援派遣を要請する。
- (3) 機械器具等  
市有の機器等が不足する場合は、建設業者の応援又は調達によるものとする。  
なお、搬出のための車両の調達に関しては、[第18節 輸送計画]による。
- (4) 障害物の集積場所  
除去した障害物は、市が予め定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地等に集積する。

## 4 市長の要請事項

市長は、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、県に応援あっせんの要請を行う。

- (1) 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無

## 5 県の実施事項

- (1) 障害物除去要員の動員派遣
- (2) 機械器具の調達あっせん
- (3) 建設業者の協力依頼

## 6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

## 7 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置

を行うものとする。

## 第18節 輸送計画

### 1 計画の主旨

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、陸、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

また、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

緊急輸送が円滑に実施されるよう予め運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、予め、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

### 2 県

#### (1) 緊急輸送対策の基本方針

ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。

イ 緊急輸送は県民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。

ウ 県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は全国知事会に協力を要請する。

#### (2) 緊急輸送の対象等

ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者

イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者

ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資

エ り災者を受け入れるため必要な資機材

オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材

カ その他知事が必要と認めるもの

#### (3) 緊急輸送体制の確立

ア 交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。

イ なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

### 3 陸上輸送体制

陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。

#### (1) 輸送路の確保

ア 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ 災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。

ウ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあ

らかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

(2) 輸送手段の確保

ア 緊急輸送は、次の車両により行う。

イ 知事は県内において輸送手段の調達ができない場合、又は、県外から輸送を行う場合で必要があるときは、国又は全国知事会に協力を要請する。

(ア) 県有車両

静岡県地域防災計画資料編に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。

(イ) 自衛隊の車両

静岡県地域防災計画による。

(ウ) 鉄道輸送会社等の車両

鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。

(エ) 民間営業車両

民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し県地域防災計画資料編により協力要請するほか、必要に応じ協定締結により要請するものとする。

(3) 広域物資拠点及び要員の確保

ア 方面本部ごとの広域物資拠点は、別に定める。

イ 緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、広域物資拠点に県職員を派遣する。

(4) 燃料の調整等

市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

ア 優先順位

(ア) 第1順位 県民の生命の安全を確保するために必要な輸送

(イ) 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送

(ウ) 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

## 4 市及び防災関係機関の緊急輸送

(1) 市

ア 市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。

イ 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。

ウ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。

エ 市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。

(3) 国土交通省中部運輸局

中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と

迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

## 5 災害救助法の規定による輸送の範囲

### (1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の捜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議して、上記以外についても輸送を実施できる。

### (2) 実施期間

前項の各救助の実施期間

ただし、事前に知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

### (3) 費用の限度額

当該地域における通常の実費

## 6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

## 7 交通対策マネジメント

市は、必要があると認めたときは県に対し、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため組織する「静岡県災害時交通マネジメント検討会」の開催を要請することができる。

# 第19節 交通応急対策計画

## 1 計画の主旨

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、市をはじめとする道路管理者、県公安委員会・警察署、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救援物資の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

## 2 陸上交通の確保

### (1) 陸上交通確保の基本方針

ア 県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。

ウ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

- エ 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- オ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。
- (2) 自動車運転者のとるべき措置
  - ア 緊急地震速報を聞いたとき
    - (ア) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。
    - (イ) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。
    - (ウ) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
  - イ 地震等が発生したとき
    - 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。
    - (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
    - (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
    - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
    - (エ) 避難のために車両を使用しないこと。
    - (オ) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とし、速やかに、車両を次の場所に移動させること。
      - a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
      - b 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所
    - (カ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
    - (キ) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

### 3 道路管理者の実施事項

- (1) 応急態勢の確立
  - 道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
- (2) 主要交通路等の確保
  - 主要な道路、橋りょう等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路線を設定する。
- (3) 災害時における通行の禁止又は制限
  - ア 道路管理者は、破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認

- められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。
- イ 道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当な回り道を道路標識をもって明示する。
- (4) 放置車両の移動等  
 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害宅基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。
- (5) 道路の応急復旧  
 ア 応急復旧の実施責任者  
 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。
- イ 市長の責務  
 (ア) 他の道路管理者に対する通報  
 市長は、市内の国道、県道等の道路管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。
- (イ) 緊急の場合における応急復旧  
 市長は、事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保の他付近の住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。
- (ウ) 知事に対する応援要請  
 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。
- ウ 仮設道路の設置  
 (ア) 既設道路のすべてが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。
- (イ) 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
- (6) 経費の負担区分  
 ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。
- イ 緊急の場合における応急復旧の経費  
 市長が市内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。
- ウ 仮設道路の設置に要する経費  
 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度県と協議して、経費の負担区分を定めるものとする。
- (7) 県知事又は県公安委員会の実施事項  
 ア 災害時における交通の規制等  
 (ア) 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（ア.道路交通法第39条第1項の緊急自動車、イ.災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- (イ) 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策

基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

- (ウ) 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。
- (エ) 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (オ) 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- (カ) 県公安委員会 県警察 は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

#### イ 警察官の措置命令等

- (ア) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。
  - (イ) アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
  - (ウ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
  - (エ) 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
  - (オ) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (5) 鉄道事業者の実施事項
- ア 応急態勢の確立
 

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
  - イ 代行輸送等の実施
 

路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
  - ウ 応急復旧の実施
 

崩土、線路陥没、路盤の破壊等の流失等応急復旧を要する被害が生じた時は、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、崩土除去並びに仮

線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

#### 4 県の実施事項

- (1) 主要交通路の確保
- (2) ヘリポートの選定
- (3) 災害時における通行の禁止又は制限
- (4) 有料道路の通行
- (5) 道路の応急復旧

## 第20節 応急教育計画

小・中学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

### 1 基本方針

- (1) 富士宮市教育委員会は、公立学校に対し、「富士宮市学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。
- (2) 応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

### 2 計画の作成

- (1) 災害応急対策
 

災害応急対策計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮し、計画に定める項目は、次のとおりとする。

  - ア 学校の防災組織と教職員の任務
  - イ 教職員動員計画
  - ウ 情報連絡活動
  - エ 生徒等の安全確保のための措置
  - オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策
- (2) 応急教育
  - ア 被害状況の把握
 

生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
  - イ 施設・設備の確保
    - (ア) 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。
    - (イ) 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。
  - ウ 教育再開の決定・連絡
    - (ア) 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。
    - (イ) 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努

める。

エ 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

オ 給食業務の再開

施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

カ 学校が地域の避難所となる場合の対応

(ア) 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市及び関係する自主防災組織と協議又は連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

(イ) 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。

キ 生徒等の心のケア

(ア) 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

(イ) 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

### 3 災害救助法に基づく実施基準

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒

(2) 学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 実施期間

災害発生の日から 教科書及び教材 1か月以内

文房具及び通学用品 15日以内

ただし、状況により知事と協議して、延長することができる。

(4) 費用の限度

資料編(6-11-1)「災害救助法による救助の種類、程度、方法及び期間並びに実費弁償」のとおり

ア 教科書及び教材(いずれも教育委員会に届出又は承認を受け使用しているもの)は実費

イ 文房具及び通学用品

### 4 実施方法

(1) 学用品給与の方法

ア 給与の対象となる児童、生徒の人数は、り災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別、学年別に正確に把握すること。

イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。

ウ 教科書は学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分する。

エ 通学用品、文房具は被害状況別、小・中学生別に学用品購入(配分)計画表を作成し、これにより購入配分する。

オ 教材は、教育委員会に届出、又は承認を受けて使用している事実をあ

らかじめ確認の上給与する。

(2) 応急教育等の実施事項

ア 応急教育

- (ア) 分散授業、又は2部授業の実施
- (イ) 市有施設、近接小中学校の一時借用
- (ウ) 教職員の確保
- (エ) 文教施設の応急復旧対策計画

5 市長の要請事項

市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、県へ要請するものとする。

6 県の実施事項

- (1) 応急教育施設のあっせん確保
- (2) 集団移動による応急教育施設のあっせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

7 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合も、前記「実施方法」に応じた対策を実施する。

## 第21節 社会福祉計画

1 計画の主旨

市及び県は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

3 市の実施事項

- (1) り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置
  - ア り災社会福祉施設の応急復旧
  - イ り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護
  - ウ 臨時保育所の開設
- (2) り災低所得者に対する生活保護の緊急適用

- (3) り災者の生活相談窓口の開設
- ア 実施機関 市(被害は大きい場合は、県と共催)
  - イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
  - ウ 協力機関 県、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部富士宮市地区、静岡県災害対策士業連絡会、その他関係機関
- (4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
- ア 実施機関 市社会福祉協議会
  - イ 協力機関 県、民生委員・児童委員
  - ウ 貸付対象 り災低所得世帯(災害により低所得世帯となった者も含む。)
  - エ 貸付額 生活福祉資金貸付金制度要綱による
- (5) り災母子・父子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け
- ア 実施機関 県
  - イ 協力機関 市、民生委員・児童委員、母子・父子自立支援員
  - ウ 貸付対象 り災母子・父子・寡婦世帯(災害により母子・寡婦世帯となった者も含む。)
  - エ 貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条に規定する額
- (6) り災身体障害児者に対する補装具の交付等
- ア 実施機関
    - (ア) 児童 県・市
    - (イ) 18歳以上 市
  - イ 協力機関
    - (ア) 児童 民生委員・児童委員、身体障害者相談員
    - (イ) 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
  - ウ 対象 り災身体障害児者
  - エ 交付等の内容
    - (ア) 災害により補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付
    - (イ) 災害により負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生(育成)医療の給付
    - (ウ) り災身体障害児者の更生相談
- (7) 災害弔慰金の支給等
- ア 実施機関 市
  - イ 支給及び貸付対象
    - (ア) 災害弔慰金 災害により死亡(行方不明者を含む。)した者の遺族
    - (イ) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
    - (ウ) 災害援護資金 り災世帯主
  - ウ 支給及び貸付
 

災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けは、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市が条例で定めるところによる。
- (8) 被災者(自立)生活再建支援制度
- ア 実施機関 (財)都道府県会館(県単制度は県)
  - イ 支給対象 住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
  - ウ 支給額 「被災者生活再建支援法」第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
- ア 実施機関 県、市
  - イ 協力機関 教育委員会、日本赤十字社静岡県支部、社会福祉協議会、共同募金会、報道機関、その他関係機関
  - ウ 募集方法 災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決する。
  - エ 配分方法 関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定する。

(10) 義援品の受入れ

- ア 実施機関 県、市
- イ 協力機関 報道機関、その他関係機関
- ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

## 第22節 消防計画

### 1 計画の主旨

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 計画の内容

富士宮市消防本部消防計画及び警防規定の定めるところによるが、特に以下の点について万全を期するものとする。

(1) 市の消防体制

市は、市内において各種災害が発生した場合は、これらの災害による被害の軽減を図るため、この計画及び富士宮市消防本部消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成、運用、その他市各部の協力体制の確立及び運用に万全を期するものとする。

なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。

(2) 広域活動協力体制

市は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定を締結している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

ア 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 市の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

ウ 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

(3) 大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのあるときは、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

なお、要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

(4) 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。

なお、消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5) ガス災害対策

市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力して、ガス災害発生の防止及び

その拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。

(6) 基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

ア 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

イ 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

ウ 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。

エ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(7) 消防本部及び消防団

ア 火災発生状況等の把握

消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

イ 消防活動の留意事項

消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

(ア) 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

(イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

(ウ) 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(エ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 事業所（研究室、実験室を含む。）

(ア) 火災予防措置

火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(イ) 火災が発生した場合の措置

a 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

b 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(ウ) 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

a 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

b 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

c 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

エ 自主防災組織

- (ア) 各家庭等におけるガス栓の閉止、LP ガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。
- (イ) 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
- (ウ) 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

オ 市民

- (ア) 火気の遮断  
使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LP ガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
- (イ) 初期消火活動  
火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

## 第23節 自衛隊派遣要請の要求計画

### 1 計画の主旨

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

### 2 災害派遣要請の要求範囲

自衛隊の災害派遣の要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の3要件を満たすもので、具体的な内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、市長等の要求内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常(2)のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要求要件

- ア 緊急性 差し迫った必要性があること
- イ 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること
- ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の要求内容

- ア 被害状況の把握  
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助  
避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動  
土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
- オ 消防活動  
利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
- カ 道路又は水路の啓開  
道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
- キ 応急医療、救護及び防疫  
被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

- ク 人員及び物資の緊急輸送  
救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 給食、給水及び入浴支援  
被災者に対する給食、給水及び入浴支援
- コ 物資の無償貸付及び譲与  
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
- サ 防災要員等の輸送
- シ 連絡幹部の派遣
- ス 危険物の保安及び除去  
自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- セ その他  
その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

### 3 市長の災害派遣要請の要求手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

(1) 記載事項

- ア 災害の情况及び派遣を必要とする理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 緊急の場合の自衛隊派遣部隊に関する通知先

部隊名 (駐屯地等名)	時間内	時間外	電話番号		
			局線	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	0550(89)1310 衛星電話 5(又は8)-839-9106	489	489

### 4 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を負担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取りつけるよう配慮するものとする。

(3) 市長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、その内容により他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする

る。

- (4) 自衛隊との連絡交渉の窓口の一本化  
市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉窓口を明確にしておくものとする。
- (5) 派遣部隊の受入れ  
市長は、派遣された部隊に対し、次の基準により、資料編(3-4-3)〈広域的応援受入拠点〉等による施設を準備するものとする。
  - ア 本部事務室  
派遣人員の約1割が執務する室、机、椅子等
  - イ 宿舎  
屋内宿泊施設(体育館等)で、隊員の宿舎は1人1畳の基準
  - ウ 材料置き場、炊事場  
屋外の適当な広場
  - エ 駐車場  
適当な広場(車1台の基準は3m×8m)

## 5 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは口頭又は電話等で報告し、その後文書を提出する。

## 6 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品費等の費用は原則として市が負担するものとする。

# 第24節 隣保互助・民間団体活用計画

## 1 計画の主旨

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため市長が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定めることを目的とする。

## 2 要請の実施基準等

- (1) 要請の時期  
他の各計画の定めるところにより、市長は民間団体等の協力を必要と認める時は、協力要請団体等のうちから適宜指定して要請するものとする。
- (2) 協力要請対象団体
  - ア 青年団体及び男女共同参画団体
  - イ 専門学校及び高校の学生・生徒
  - ウ 自主防災組織及び自衛消防組織
  - エ 赤十字奉仕団
- (3) 協力要請の範囲  
被災地域における活動内容は、次に示すものとし、作業の種別により適宜協力要請を行うものとする。
  - ア 避難所等の奉仕  
避難所等に避難したり災者のうち自ら避難生活を維持することのできない者等の世話
  - イ 炊出し奉仕  
被災者のうち自ら食料を確保することのできない者への炊き出し

- ウ 救援物資の支給  
救援物資の整理及び輸送並びに支給対象者への配分
- エ 飲料水の供給  
飲料水を確保することが困難な被災者への給水活動
- オ 清掃及び防疫の奉仕  
清掃及び防疫の協力
- カ 被害調査等  
地域内の被害状況調査
- キ その他災害応急措置の応援

### 3 実施方法

- (1) 青年団体及び男女共同参画団体に対する協力要請
  - ア 要請は、当該団体の長に対して行うものとする。
  - イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
- (2) 専門学校及び高校の学生・生徒に対する協力要請
  - ア 要請は、当該学生・生徒の所属する学校の長に対して行うものとする。
  - イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
- (3) 自主防災組織及び自衛消防組織に対する協力要請
  - ア 要請は、自主防災組織にあっては防災会長に、また、自衛消防組織にあっては組織を有する企業の代表者に対して行うものとする。
  - イ 応援協力要請地域、人員、作業種別、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。
- (4) 赤十字奉仕団への協力要請
 

要請は、富士宮市赤十字奉仕団に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

## 第25節 ボランティア活動支援計画

市は、以下のとおりボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、市社会福祉協議会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救助・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

### 1 市災害ボランティアセンターの設置及び運用

- (1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付及び活動場所のあつせん、配置調整等を行う「市災害ボランティアセンター」を設置する。
- (2) 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティアコーディネーター等で構成し、運営する
- (3) 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

### 2 ボランティア活動拠点の設置

- (1) 市災害対策本部は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に災害ボランティアコーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を

行う第一線の「ボランティア活動拠点」を設置する。

- (2) 市災害対策本部は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるように努める。

### 3 ボランティア団体等に対する情報の提供

市災害対策本部は、県と連携して、ライフライン、公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向などボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

### 4 ボランティア活動資機材の提供

市災害対策本部は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動にあたり、被災者が必要な各種資機材の提供に努める。

### 5 行政、NPO、ボランティア等の三者連携

県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

## 第26節 相互応援協力計画

### 1 計画の主旨

災害応急対策活動の万全を期すために、隣接地方公共団体及び県内外地方公共団体と相互応援協力の体制を整備することを目的とする。

### 2 実施方法

- (1) 知事等に対する応援要請等

市長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

- (2) 他の市町長に対する応援要請

ア 市長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。

- イ 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協

定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。  
この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 県から市に対する応援

ア 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。

イ 知事は市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があるときと認めるときは、市長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、装備、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他応援に関し必要な事項

(4) 応援派遣要請の基準及び方法

ア 災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、本市において不可能又は困難な事態が発生した場合とする。

イ 市長は前項の事態が発生した時は直ちにその適否を決定し、隣接地方公共団体及び県内外地方公共団体の長に対して応援派遣の要請をするものとする。

ウ 要請事項

(ア) 派遣希望人員・器材

(イ) 派遣を希望する区域及び活動方法

(ウ) 派遣を希望する期間

(エ) 派遣される者の受入体制

(オ) その他参考事項

(5) 担当業務

ア 火災防ぎょ活動

イ 水防活動

ウ 人命救助

エ 負傷者の搬送

オ 死体の捜索・収容

カ 給水

キ 防疫

ク その他緊急を要する業務

(6) その他留意事項

ア 応援派遣が決定された場合は、受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係部課から職員を派遣し、本部との連絡にあたるものとする。

イ 指揮命令は派遣を受けた市において行うものとする。

(7) 経費の負担

経費の負担区分については、原則として派遣を受けた市において負担するものとするが、細目についてはその都度協議し決定するものとする。

### 3 災害相互応援

(1) 市長は、知事又は地方公共団体の長から応援を求められた時は、特別の事情がない限りその求めに応ずるものとする。

(2) 協定市町村のいずれかに災害が発生し、独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。

#### 4 相互応援協定の締結

本市は、災害時の相互応援協定を次のとおり締結している。

締結年月日	締結先	資料番号
平成 8年 4月 23日	滋賀県近江八幡市	5-2-2
平成17年 6月 21日	神奈川県南足柄市	5-2-3
平成18年 5月 10日	環富士山火山防災連絡会構成市町村 (山梨県富士吉田市他16市町村)	5-2-4
平成18年11月 30日	富士箱根伊豆交流圏市町村 ネットワーク会議 (沼津市他37市町村)	5-2-5
平成20年 5月 27日	神奈川県秦野市	5-2-6
平成21年12月 17日	東京都日野市	5-2-7
平成22年 4月 1日	富士市	5-2-8
平成23年 8月 24日	大阪府箕面市	5-2-9
平成26年10月 26日	栃木県小山市、兵庫県西宮市 富山県南砺市、福井県あわら市	5-2-10
平成27年 4月 10日	長野県諏訪市	5-2-11
平成29年 8月 8日	岩手県大槌町	5-2-12
平成29年 8月 8日	岩手県山田町	5-2-13
令和 5年 7月 13日	山梨県南部町	5-2-14

## 第27節 電力施設災害応急対策計画

### 1 計画の主旨

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するために、電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

### 2 電力供給会社の所在地

名 称	所 在 地	電 話
東京電力パワーグリッド 株式会社富士支社	富士市吉原1-1-21	0120-995-007
中部電力パワーグリッド 株式会社清水営業所	静岡市清水区二の丸町6-28	054-367-3051

### 3 応急措置の実施

応急措置の実施は、電力会社の定める「東京電力パワーグリッド株式会社防災業務計画」及び「中部電力パワーグリッド株式会社防災業務計画」により実施する。

### 4 市との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理に当たっては、市と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県と協議し措置するものとする。

## 第28節 ガス災害応急対策計画

### 1 計画の主旨

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定めることを目的とする。

### 2 非常体制組織の確立

#### (1) 緊急出動に関する相互協力

消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。

#### (2) ガス事業者の緊急体制の整備

ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

### 3 応急対策

#### (1) 保護保安対策

ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。

イ ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、整圧器、低圧管、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。

オ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等2次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。

カ 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、市、消防機関、警察、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関等に対し、需要家に対する広報を要請する。

キ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

#### (2) 危険防止対策

ア 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する2次災害（中毒、火災、爆発）を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱いには特に注意をする。

イ 災害の規模によりその周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺住民の避難について相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

ウ ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

#### (3) 応急復旧対策

ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化

に努める。

- イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。
- ウ 都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センターの復旧を優先させる。
- エ 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほかガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。

#### 4 県、市との連絡協議

都市ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、市、消防及び警察と十分連絡をとり措置するものとする。

#### 5 事故の報告

都市ガス事業者は、ガス事故の報告を県、消防機関及び警察に行う。

## 第29節 下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

## 第30節 突発的災害に係る応急対策計画

### 1 計画の主旨

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、ガス爆発などの事故により多数の死傷者が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

### 2 市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集にあたる。

事態の推移により必要な場合は速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

#### (1) 突発的災害応急体制

##### ア 設置基準

- (ア) 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発などの事故）

- (イ) その他市長が指令したとき

##### イ 組織

市の必要と認められる部局で構成する。

##### ウ 任務

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。

また、必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、広域的救援物資集積拠点、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

##### エ 消防本部の県、国への報告

消防本部は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、市へ連絡するとともに次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに県危機管理部危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

- (ア) 発生日時、場所
- (イ) 被害の状況
- (ウ) 応急対策の状況
- (エ) 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性  
(派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること)
- オ 医療救護活動の実施  
多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置する他、医師、看護師を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。  
医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。
- (2) 災害対策本部の設置
  - ア 設置基準
    - (ア) 市長は、突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、富士宮市災害対策本部を設置する。
    - (イ) 災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて市長（本部長）が決定する。
  - イ 組織  
資料編（3-2-1）＜富士宮市災害対策本部組織構成＞の本部長、副本部長及び必要と認められた部班
  - ウ 設置の連絡  
災害対策本部を設置したときは関係機関に連絡する。  
また、必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。
  - エ 現地災害対策本部  
災害の状況により、副本部長を長とする現地災害対策本部を設置する。
- (3) 災害対策本部の実施する応急対策  
被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。
  - ア 情報の収集・伝達等  
事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を収集・伝達する。
  - イ 人的被害の把握
    - (ア) 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。
    - (イ) 本部は、関係機関（警察、消防等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。
    - (ウ) 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。
    - (エ) 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、市町及び警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針に基づきの氏名等の情報を集約し公表する。
  - ウ 自衛隊への災害派遣要請の要求  
自衛隊の災害派遣を必要とする場合の要求は、「第24節 自衛隊派遣要請の要求計画」による。
  - エ 緊急医療活動の実施
    - (ア) 一般社団法人富士宮市医師会等への要請
    - (イ) (ア)で対応できない場合は、県東部地域局へ要請する。
  - オ 各機関の調整・2次災害防止のための措置

- (ア) 本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。
  - (イ) 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。
  - (ウ) 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。
- カ 他市長への応援要請  
被災者を迅速に救助するため必要な場合には、近江八幡市（災害時の相互応援に関する協定）等に応援要請を行うものとする。
- キ 県現地対策本部との連携  
県に現地対策本部がおかれた場合には、市災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。
- (4) 災害対策本部の廃止  
本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

「火災災害等即報要領」様式1～4  
 この連絡表は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われることが発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県危機管理部危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 )			( 鎮 圧 日 時 ) 鎮 火 日 時	( 月 日 時 分 )	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人			死者の生じた理由		
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造 階層			建築面積 延べ面積	㎡ ㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り災世帯数	世帯			気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)			台 台 台・機	人 人 人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危険在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人)			
			重症	人( 人)		
		中等症	人( 人)			
		軽症	人( 人)			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部(署)	台	人	
			消防団	台	人	
			消防防災ヘリコプター	機	人	
			海上保安庁	人		
自衛隊	人					
その他	人					
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害										
発生場所											
発生日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 ) 覚知方法										
事故等の概要											
死 傷 者	<table border="0"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人 ( 人 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="3">                     { 重症 人 ( 人 )                      中等症 人 ( 人 )                      軽 症 人 ( 人 )                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )		{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		計	人	不明	人
死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )									
	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )										
計		人									
不明		人									
救助活動の要否											
要救護者数(見込)	救助人員										
消防・救急・救助 活動状況											
災害対策本部 等の設置状況											
その他参考事項											

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟		
							一部破損	棟	未分類	棟		
	119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況											
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県			区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第 報	そ	田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報 告 者 名	( 月 日 時現在)		の	畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
区 分			被 害			文 教 施 設	箇所	
人 的 被 害	死 者	人	他	病 院	箇所			
	行 方 不 明 者	人		道 路	箇所			
	負 傷 者	重 傷		人	橋 り よ う	箇所		
		軽 傷		人	河 川	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟	の	港 湾	箇所			
		世帯		砂 防	箇所			
		人		清 掃 施 設	箇所			
	半 壊	棟		崖 く ず れ	箇所			
		世帯		鉄 道 不 通	箇所			
		人		被 害 船 舶 隻				
	一 部 破 損	棟		水 道 戸				
		世帯		電 話 回 線				
		人		電 気 戸				
	床 上 浸 水	棟		ガ ス 戸				
世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所					
人								
床 下 浸 水	棟	り 災 世 帯 数	世帯					
	世帯	り 災 者 数	人					
	人	火 災 発 生						
非 住 家	公 共 建 物	棟	建 物 件					
	そ の 他	棟	危 険 物 件					
						そ の 他 件		

区 分		被 害		災 害 等 の 対 策 本 部 状 況	都 道 府 県  市 町 村	計	団 体
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 救 助 法	市 町 村	計	団 体
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額	千円			119番通報件数			件
災 害 の 概 況							
災 害 応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	【地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防指遣隊第29条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、稼働状況等を記入すること】					
		自衛隊の災害派遣	その他				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

## 第4章 復旧・復興対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

### 第1節 災害復旧計画

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
  - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
  - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 工業用水道施設災害復旧事業計画
- 6 専用水道施設災害復旧事業計画
- 7 公共用地災害復旧事業計画
- 8 住宅災害復旧事業計画
- 9 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 10 公共医療施設、病院など災害復旧事業計画
- 11 学校教育施設災害復旧事業計画
- 12 社会教育施設災害復旧事業計画
- 13 被災中小企業復興計画
- 14 その他の災害復旧事業計画

### 第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

## 1 基本方針

県は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

## 2 実施主体

### (1) 市

ア 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。

イ 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

### (2) 県

ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受けるとされる必要があると思われる事業について、関係各部局に必要な調査を実施させる。

イ 知事は、被災概要を内閣府に報告し、激甚災害の迅速な指定を要請する。

ウ 関係各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害法」に定める必要な事項を速やかに調査し、国に提出する。

エ 激甚災害の指定を受けたときは、関係部局は、事業の種別ごとに「激甚災害法」及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受け取るための手続きその他を実施する。

## 第3節 被災者の生活再建支援

### 1 要配慮者の支援

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

#### (1) 市

##### ア 被災状況の把握

(ア) 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行うよう努めるものとする。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」等の開設等、相談や見守りの機会を提供するよう努めるもの

とする。なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

【県への報告】

- a 死亡者数
- b 負傷者数
- c 全壊・半壊住宅数 等

【被災者台帳】

- a 氏名、生年月日、性別
- b 住所又は居所
- c 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況
- d 援護の実施の状況
- e 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等

イ 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

ウ 福祉サービスの拡充

- (ア) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- (イ) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- (ウ) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。

エ 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

## 2 被災者の支援

県は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度の運用について市を支援する。

(1) 市

ア 被災状況の把握

- (ア) 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。
- (イ) 情報が不足している地域には補足調査を行う。
  - a 要配慮者の被災状況及び生活実態
  - b 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

イ 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市町有施設への一時入所を実施する。

ウ 福祉サービスの拡充

- (ア) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市町有施設を対

象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

- (イ) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- (ウ) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。

エ 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

(2) 県

ア 被災状況の把握

- (ア) 要配慮者の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。
- (イ) 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。

イ 一時入所の実施及び調整

県有社会福祉施設への一時入所を実施するとともに、市町有施設への入所状況を把握し市町間、他県間の調整を行う。

ウ 福祉サービスの拡充

- (ア) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている県有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行う。
- (イ) 民間の施設や市町有施設を対象とする支援を行う。
- (ウ) 市町の在宅福祉サービスの拡充等について支援を行う。

エ 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

オ メンタルヘルスケアの実施

健康福祉センターを拠点に精神相談窓口を設置するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

カ 市町が実施する応急住宅入居者等への健康管理の支援

応急住宅への入居者の健康管理を目的とした巡回相談や相談窓口の設置について、市町を支援する。

# 富士山の火山防災計画

## 第1章 総論

### 第1節 主旨

県は、富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。

活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に、活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置した。

また、富士山の噴火活動に伴う防災対策は、協議会が令和3年3月に改定した「富士山ハザードマップ（改定版）」（以下、「富士山ハザードマップ」という。）の噴火想定に基づき、協議会が令和5年3月に策定した「富士山火山避難基本計画」（以下、「避難基本計画」という。）を基本として実施する。

本計画においては、避難基本計画における基本的な考え方を前提としつつ、溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特性を踏まえた火山防災対策を定める。関係機関は、避難基本計画の他、本計画に沿ってあらかじめ必要な防災対応を検討しておく。

### 第2節 想定

本計画において前提とする噴火現象の規模や範囲は、富士山ハザードマップを基本とする。

#### 1 想定火口範囲

- (1) 約5,600年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺1kmの範囲に、山頂から半径4km以内の範囲を加えた今後噴火する可能性のある領域。

#### 2 予想される火山現象とその危険性

- (1) 噴石（大きな噴石、小さな噴石）
  - ア 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2mm以上）及び火山岩塊（直径64mm以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区別している。
  - イ 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。
  - ウ 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。
  - エ 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。
  - オ 1707年（宝永4年）の宝永の噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。
- (2) 火砕流・火砕サージ
  - ア 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。

- イ 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1 km程度外側に到達することが想定される。
  - ウ 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。
  - エ 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100 km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。
- (3) 溶岩流
- ア 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。
  - イ 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。
  - ウ 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。
  - エ 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。
  - オ 溶岩流の流下速度は斜面の傾斜が緩やかになると低下し、徒歩と同程度の速度となる。
- (4) 融雪型火山泥流
- ア 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。
  - イ 一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。
  - ウ 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。
  - エ 融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60 kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。
- (5) 降灰
- ア 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。
  - イ 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。
  - ウ ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。
  - エ 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。
  - オ 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。
- (6) 降灰後土石流
- ア 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60 km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。
  - イ 降灰堆積厚10 cm以上となった溪流において、時間雨量10 mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。
  - ウ 土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。
  - エ 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
- (7) 火山性地震・地殻変動

- ア 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。
  - イ 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。
  - ウ 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
- (8) 火山ガス
- ア マグマに溶解込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。
  - イ 火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。
  - ウ 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし、噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
- (9) 空振
- ア 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。
  - イ 人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。
- (10) 洪水氾濫
- ア 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。
  - イ 宝永噴火後には神奈川県酒匂川などで繰り返し洪水被害があった。
  - ウ 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
- (11) 岩屑なだれ・山体崩壊
- ア 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。
  - イ 富士山では、約2,500年前の御殿場岩屑なだれなどの発生記録があるが、発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。
  - ウ 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。
  - エ 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
- (12) 水蒸気爆発
- ア 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。
  - イ 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。
  - ウ 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。
- (13) 雪泥流
- ア 積雪期の初期、融雪期の降雨、急激な気温上昇などにより融雪が進むことによる流水が引き金となって、雪と土砂が混じって流下する現象であり、スラッシュ雪崩、雪代（ゆきしろ）などとも呼ばれる。
  - イ 中世や江戸時代に富士山麓の集落を襲った大規模な雪代があったことが、古文書に記録されている。

### 3 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりである。

火山	県	市町
富士山	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

### 第3節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

#### 1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。（上表は概略を示したもの。）

なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。

レベル1	活火山であることに留意（現状の富士山）
レベル2	噴火する場所周辺の限定的な警戒（富士山では火口位置の限定が困難なため、発表しない）
レベル3	火山活動現象活発化に伴い、想定火口範囲を警戒範囲とする
レベル4・5	噴火の切迫した場合に、居住地域を対象に警戒範囲とする

名称	対象範囲	レベル(キヤド)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】</li> <li>12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</li> <li>【その他の噴火事例】</li> <li>貞観噴火（864～865年）：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達</li> <li>延暦噴火（800～802年）：北東山腹から噴火、溶岩流が約3kmまで到達</li> <li>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】</li> <li>12月15日昼～16日午前（噴火開始前～直前）：地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】</li> <li>12月14日まで（噴火開始数日前）：山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>

噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	地域近まで 火口から居住 (入山規制) 3	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前)： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺 (火口周辺規制) 2	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常的生活 火口周辺への立入規制等	●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等 1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	特になし	●火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む) 2007年12月現在の状態

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(富士山火山防災対策協議会)で示された範囲を指す。

注4) 噴火警報(噴火警戒レベル4(高齢者等避難)、噴火警戒レベル5(避難))は、特別警報に位置づけられる。

## 2 その他火山現象に関する予報

### 降灰予報

#### (1) 降灰予報(定時)

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。

イ 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

#### (2) 降灰予報(速報)

ア 噴火に関する火山観測報の発表を受けて、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

イ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

#### (3) 降灰予報(詳細)

ア 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

イ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※ 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

### 降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上

やや多量	0. 1 mm 以上 1 mm 未満
少 量	0. 1 mm 未満

火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

### 3 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために以下の情報等が気象庁から発表される。

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表</p>	<p>定期的または必要に応じて臨時に発表</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表</p>
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。</li> <li>・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</li> </ul> <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</li> </ul>
噴火に関する火山観測報	<p>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの</p> <p>おおむね30分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。</p>	<p>噴火が発生した場合に直ちに発表</p>
火山活動解説資料	<p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの</p>	<p>毎月または必要に応じて臨時に発表</p>

月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもの	毎月上旬に発表
--------	------------------------------	---------

## 第4節 避難計画

### 1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア

この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書や富士山火山防災対策協議会の富士山広域避難計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を図1から図5に示す。

なお、各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲をし、噴火現象の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

また、避難基本計画における第3次避難対象エリアのうち、溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲を、本計画においては第2次避難対象エリアに位置付け、避難行動要支援者の避難の妨げとならない範囲において、一般住民も噴火前に避難を開始することを原則とする。

なお、溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本市の特性を踏まえ、各市町において避難対応等をさらに詳細に検討し、噴火前に避難を開始する範囲を拡大することは差し支えない。

（参考 避難基本計画2.37）

噴火開始直後は、溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲（第3次避難対象エリア）のうち、特に溶岩流が短時間で到達する又は溶岩流の流下により孤立する可能性がある地域において避難を行う。なお、地域の実情に応じて噴火前の避難を妨げるものではない。

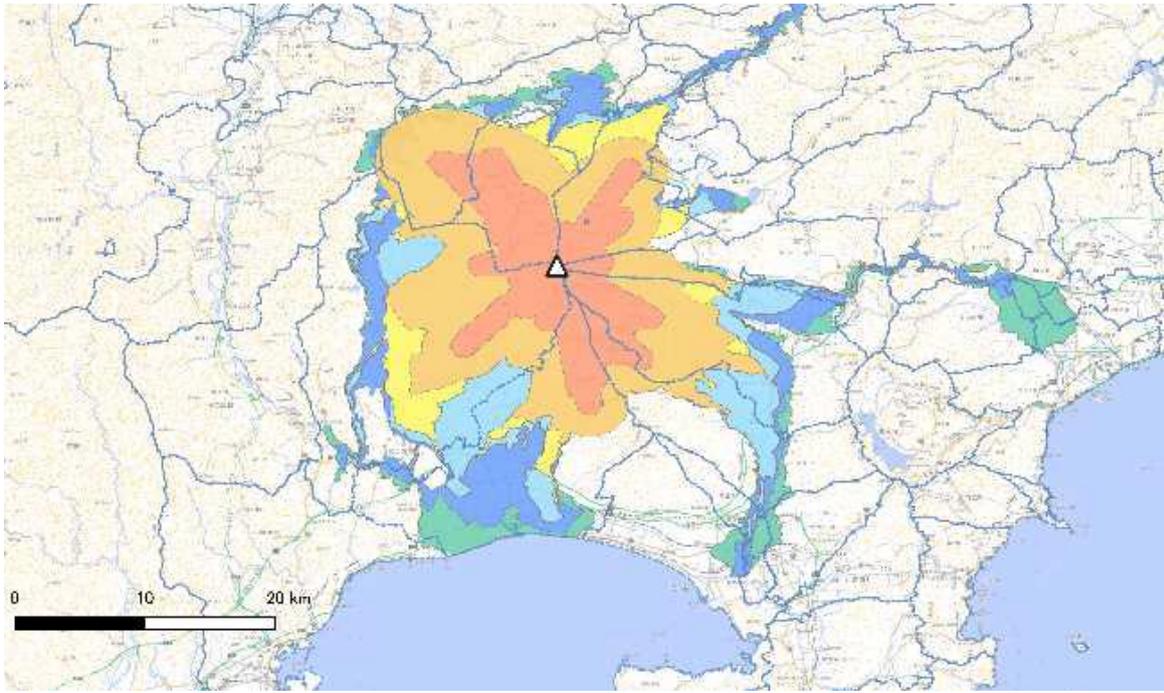


図1 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

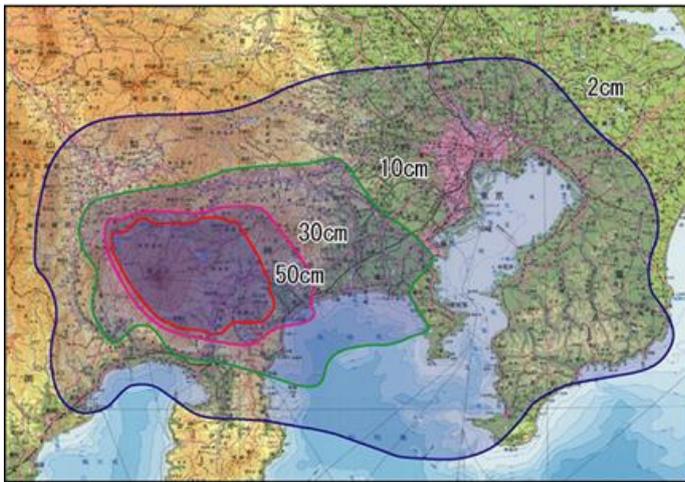


図2 降灰の影響想定範囲

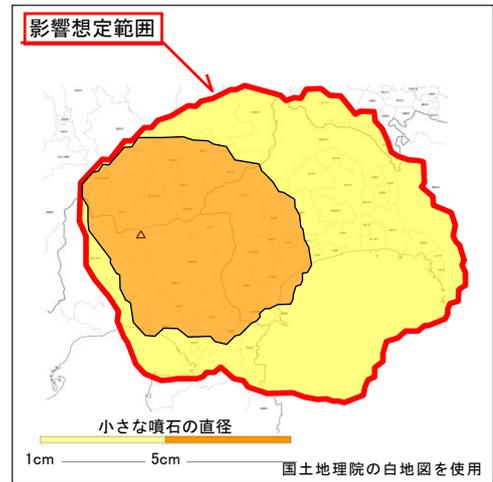


図3 小さな噴石の影響想定範囲



図4 融雪型火山泥流の可能性マップ

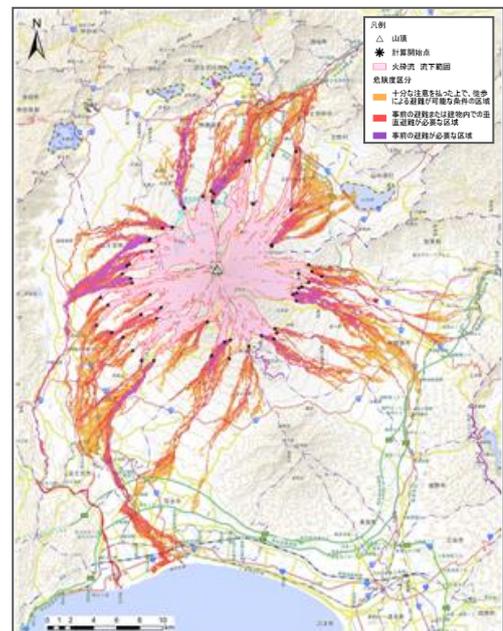


図5 融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図（危険度区分）

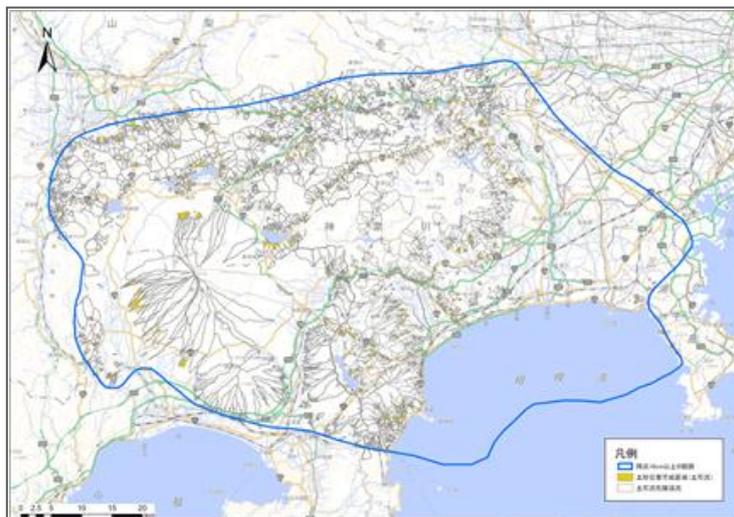


図6 降灰後土石流の可能性マップ

本計画で定める影響想定範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

噴火現象	避難対象	説明
火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（図1を参照） （火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流（1時間－3時間以内）到達範囲
	第4次避難対象エリア	溶岩流（3時間－24時間）到達範囲
	第5次避難対象エリア	溶岩流（24時間－7日間）到達範囲
	第6次避難対象エリア	溶岩流（7日間－約57日間）到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（図4を参照） （融雪型火山泥流の影響想定には、避難対象エリア外の部分もある。）
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深2cm以上） （図2を参照）
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1※2※3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※1※2※3
小さな噴石	影響想定範囲	小さな噴石のうち大きさが1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲（図3を参照）
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 （降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。

また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

## 2 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う（避難指示等における検討事項の詳細は第3章に記す。）。

(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

上段：一般住民  
中段：避難行動要支援者  
下段：観光客・登山者

区分	噴火警戒レベル	避難対象者 区分	溶岩流※1						融雪型 火山泥流※1	降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流				
			火砕流、大きな噴石 <small>融雪型火山泥流（事前の避難が必要な区域）</small>		火口形成	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア		第6次 避難対象エリア	避難対象エリア※1			避難対象エリア※1	屋内退避 対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア
			第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア													
噴火前	1 （臨時情報）	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	— — 下山・帰宅 （5合目以上）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	— — —	— — —	避難準備 避難準備 避難準備	—	—	—	—				
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	— 避難準備 下山・帰宅	— — —	— — —	避難 避難 避難	—	—	—	—				
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	— 避難準備 下山・帰宅	— 避難準備 —	— 避難準備 —	避難 避難 避難	—	—	—	—				
噴火開始直後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 【必要な範囲※2】 避難 入山規制	避難 【必要な範囲※2】 避難 入山規制	— 避難準備※3 —	— 避難準備※3 —	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—					

—：避難行動の対象外

(2) 噴火状況判明後の避難

区分	避難対象者	溶岩流						融雪型 火山泥流	降灰	小さな噴石	降灰後 土石流	
	区分	第1次 避難対象 エリア	第2次 避難対象 エリア	第3次 避難対象 エリア※ <sup>6</sup>	第4次 避難対象 エリア	第5次 避難対象 エリア	第6次 避難対象 エリア	避難対象 エリア※ <sup>2</sup>	避難対象 エリア※ <sup>3</sup>	屋内退避 対象エリア	小さな噴石の 降下の場合	避難対象エリ ア※ <sup>4</sup>
—	溶岩流の流下の場合						—	—	—	小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険 がある場合	
噴火状況判明後	一般住民			避難	避難	避難	避難準備	避難	避難準備			
	避難行動要 支援者	避難	避難	避難	避難	避難	避難	—	事前避難	避難	屋内避難	
	観光客・登 山者	入山規制	入山規制	【必要 な範囲※ <sup>9</sup> 】	【必要 な範囲※ <sup>9</sup> 】	【必要 な範囲※ <sup>9</sup> 】	【必要 な範囲※ <sup>9</sup> 】	【必要 な範囲※ <sup>9</sup> 】	—	事前避難	避難	屋内避難

- ※1 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては、全方位において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。
- ※2 融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域。
- ※3 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や社会的影響を含め総合的に判断する。この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。
- ※4 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。
- ※5 溶岩流の流下パターンに基づく範囲（第3章第2節第4項を参照）。
- ※6 必要に応じて避難準備。
- ※7 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。
- ※8 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。
- ※9 噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設定する。

## 第2章 災害予防計画（平常時対策）

市は、国、その他地方公共団体、公共機関、専門家等と連携して協議会を通じて、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

### 第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）

#### 1 市

- (1) 教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発
- (2) 同報無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備
- (3) 情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討）  
例）聴覚障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、  
聴覚障がい者用情報受信装置  
視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話  
手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- (4) 宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への同報無線戸別受信機の設置促進
- (5) 関係機関との情報伝達体制の構築
- (6) 山小屋組合等との情報伝達体制の構築
- (7) 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築
- (8) 避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等）
- (9) 避難所との連絡体制等の構築
- (10) 町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築
- (11) 住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築
- (12) 避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築
- (13) 観光客・登山者への広域避難計画の周知
- (14) 警察、道路管理者への広域避難計画の周知
- (15) 町内会等ごとに避難対象者のリスト化
- (16) 避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（市避難計画の策定）
- (17) 避難対象エリアの住民への周知
- (18) 避難所施設の指定及びリスト化
- (19) 受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定
- (20) 福祉避難所の把握
- (21) 避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整
- (22) 避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握
- (23) 避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成
- (24) 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供
- (25) 関係者と連携した避難支援体制の構築
- (26) 自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
- (27) 入山規制の実施方法の検討
- (28) 入山規制実施時の広報方法の検討
- (29) 県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定
- (30) 広域避難計画に基づく避難ルートの設定（市避難計画の策定）
- (31) 輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（市避難計画の策定）

- (32) 除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出
- (33) 道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成
- (34) 火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定
- (35) 山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施
- (36) 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施
- (37) 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
- (38) 畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）
- (39) 畜産事業者の家畜移送計画の策定支援
- (40) 入山規制実施時の規制箇所の検討
- (41) 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討
- (42) 県及び関係市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施
- (43) 施設へのヘルメット等の整備
- (43) 噴火時等の広域医療救護体制の構築
- (44) 市災害時等医療救護計画等への噴火時等の対応の追加

## 2 受入れ市町

- (1) 広域避難者受入時の実施事項の整理
- (2) 必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結
- (3) 住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築
- (4) 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施
- (5) 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上

## 3 県

- (1) 富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発
- (2) 教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発
- (3) 広域避難計画の周知
- (4) 山小屋組合等への広域避難計画の周知
- (5) 警察、道路管理者への広域避難計画の周知
- (6) 鉄道事業者への広域避難計画の周知
- (7) 観光客・登山者への広域避難計画の周知
- (8) 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築
- (9) 市における山小屋組合等との情報伝達体制の把握
- (10) 避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築
- (11) 避難実施市町及び受入市町への安否情報連絡体制の構築
- (12) 情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討）  
例）聴覚障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障がい者用情報受信装置  
視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話  
手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- (13) 市が設定した避難ルートの把握
- (14) 県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結
- (15) 広域避難者受入時の実施事項の整理
- (16) 市の広域避難対象者の把握
- (17) 受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握
- (18) 受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定
- (19) 駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化
- (20) 必要に応じて一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結
- (21) 市の避難行動要支援者個別計画の集約
- (22) 福祉避難所の把握
- (23) 避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整

- (24) 避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握
- (25) 避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築
- (26) 道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成
- (27) 火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定
- (28) 入山規制実施時の規制箇所の検討
- (29) 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討
- (30) 市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施
- (31) 市の安否情報確認訓練への支援
- (32) 畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）
- (33) 畜産事業者の家畜移送計画の策定支援
- (34) 施設へのヘルメット等の整備
- (35) 退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討
- (36) 噴火時等の広域医療救護体制の構築
- (37) 県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加

#### 4 国

- (1) 火山防災情報の共有化システムの構築
- (2) 国内外への情報発信体制の構築
- (3) 火山灰の最終処分方法の検討

#### 5 道路管理者

- (1) 噴火時等における交通規制方法の事前検討
- (2) 除灰作業用資機材の所有状況の把握
- (3) 除灰作業計画の策定
- (4) 放置車両の撤去方法の検討

#### 6 中日本高速道路株式会社

噴火時等における交通規制の事前検討

#### 7 鉄道事業者

噴火時等における鉄道運行規制の事前検討

#### 8 警察

- (1) 市と連携して交通規制箇所（道路）の選定
- (2) 入山規制実施時の規制箇所の検討

#### 9 社会福祉施設等

- (1) 社会福祉施設等の避難計画の策定
- (2) 入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保

#### 10 畜産事業者

- (1) 家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討
- (2) 家畜移送計画の策定

#### 11 山小屋組合等

- (1) 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討
- (2) 県及び市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施
- (3) 施設へのヘルメット等の整備

#### 12 医療機関

- (1) 噴火時等の広域医療救護体制の構築
- (2) 県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加

#### 13 協議会

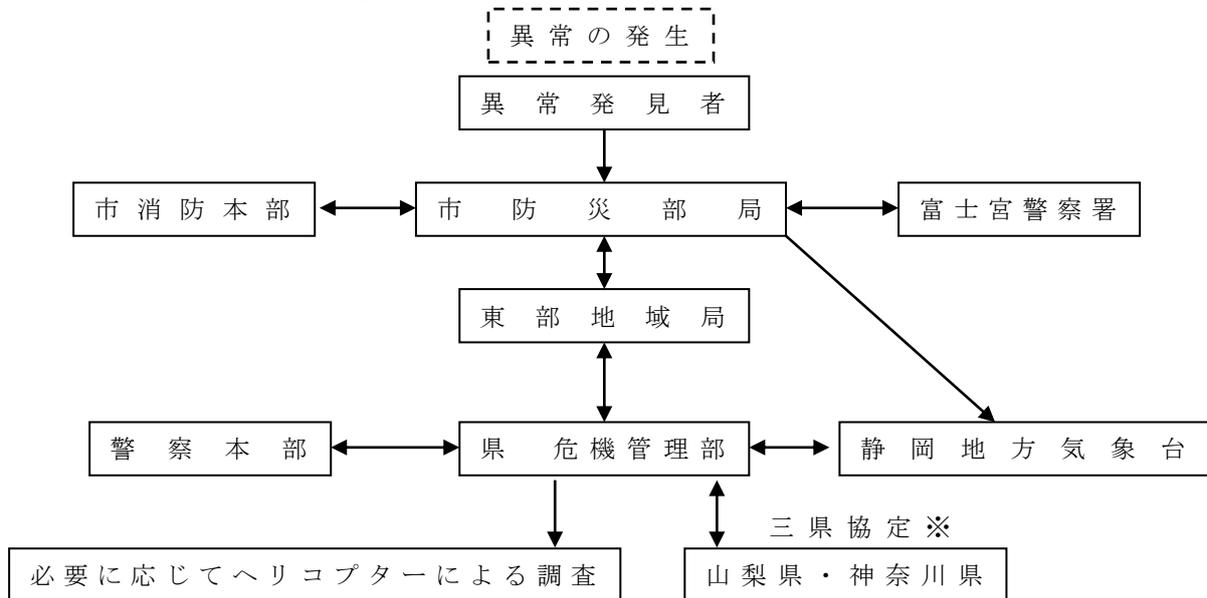
- (1) 広域避難計画への広域避難路の設定

- (2) 広域避難路の代替路の検討
- (3) 広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

## 第2節 情報連絡体制の整備

### 1 異常現象の通報体制

富士山において、異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。



※ 富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県による「富士山火山防災対策に関する協定」（以下、「三県協定」という。）

図8 住民からの通報体制

実施者	具体的な内容
異常現象発見者	異常現象（地割れ、臭気等）を発見した者は、直ちに最寄りの富士山周辺市町又は警察官に通報する。
市長	市長は、警察官、住民等から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。
警察官	警察官は、住民等から火山活動の現象に関すると思われる異常現象の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町の長に通報するものとする。
知事	知事は、富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。

### 2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。

また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。

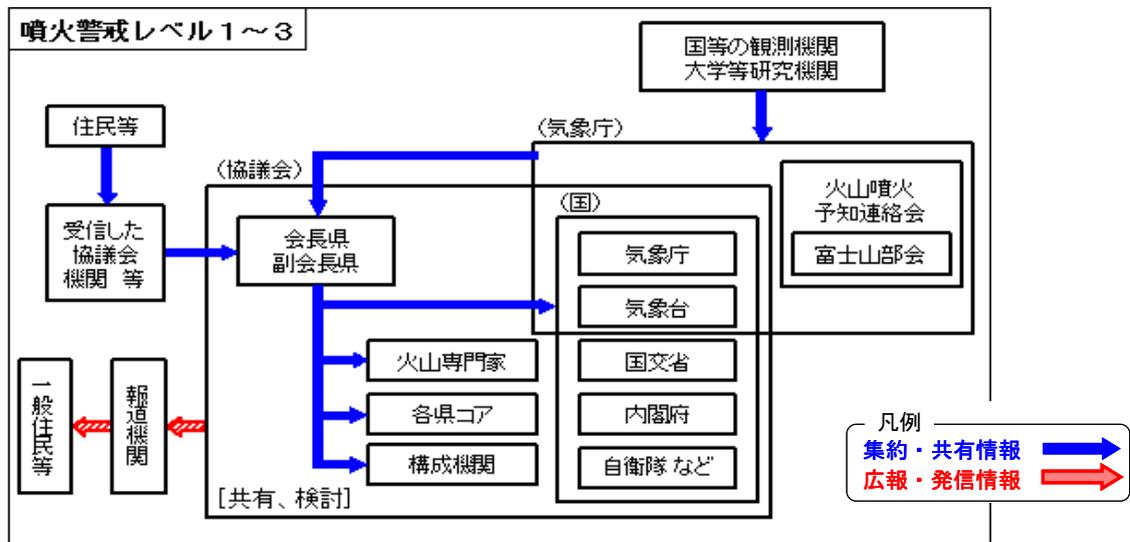


図9 協議会における情報伝達体制

### 3 避難に係る情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

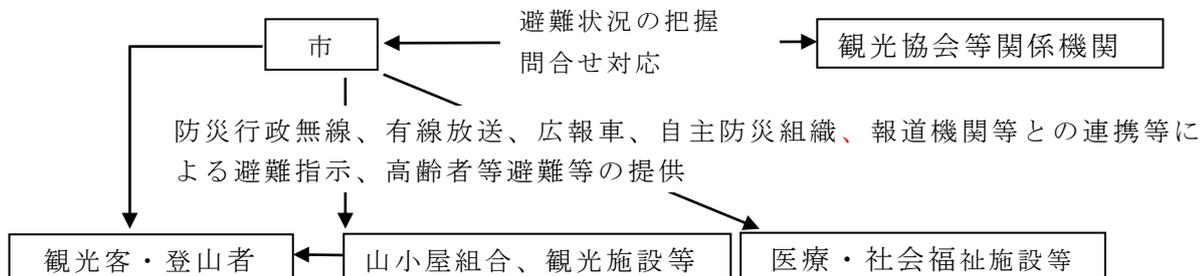


図10 避難に係る情報伝達体制

## 第3節 避難計画

- (1) 市は、避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ市避難計画を策定する。
- (2) 県は、市が市避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
- (3) 市は、避難者の輸送のため、協定締結事業者（富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社、清観光株式会社）と調整を行う。また、県は市とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。
- (4) 県は、市及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。

## 第4節 市が定める避難場所、避難所及び避難経路

### (1) 避難場所及び避難所

避難実施市町は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともにその整備に努める。

ア 避難場所及び避難所は、災害が発生するおそれがある区域を避けて指定することが望ましい。しかしながら、噴火の影響範囲については噴火状況により大きく異なるため、指定にあたっては、事前の避難が必要な区域（本計画における第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア）の外とする。

イ その他の避難対象エリア内で指定した場合は、開設にあたって、噴火状況や施設・敷地の被害状況等を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行う。

ウ 融雪型火山泥流、降灰（小さな噴石）及び降灰後土石流に対する避難所は、鉄筋コンクリート造等の堅牢な建築物を選定する。

### (2) 避難経路

市は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し地域の実情に応じた避難経路を指定する。

ア 住民等が迅速かつ安全に避難できるように、噴火現象の危険性等を考慮して、その影響を受けない道路とする。

イ 溶岩流からの避難においては徒歩が基本となるため、住民の負担軽減に配慮した距離とする。

ウ 降灰を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。

エ 交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。

## 第5節 避難促進施設

### 1 避難促進施設の指定

火山災害警戒地域に指定されている市町は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市町地域防災計画に明記するものとする。

### 2 指定の基準

避難促進施設の指定においては、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。なお、避難促進施設については、資料編（2-2-9）「富士山火山の避難促進施設（避難確保計画の作成）一覧」のとおり。

## 第6節 予防教育及び研修・訓練の実施

### 1 市民等への啓発活動

#### (1) 市

ア 住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホー

- ム ページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。
- イ 火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。
- ウ 火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。
- エ 観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、市避難計画等の周知を図る。
- オ 観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。
- カ 教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。
- (2) 静岡地方気象台  
火山災害及び防災対策等についての正しい知識を市民に対し、県・市と協力して啓発する。
- (3) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所  
火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、市民に対して啓発する。
- (4) 県  
ア 市と協力して、又は教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により、富士山ハザードマップや静岡県GIS等を活用し、市民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、避難基本計画、本計画の周知を図る。  
イ 観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、本計画の周知を図る。  
ウ 観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。  
エ 富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発を行う。  
オ 教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。
- (5) 教育委員会・学校  
火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。
- (6) 協議会  
ア 避難基本計画等を周知するための啓発資料を作成する。  
イ 協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。

## 2 防災訓練

- (1) 市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等  
噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。  
また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同防災訓練を実施する。
- (2) 市民  
市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

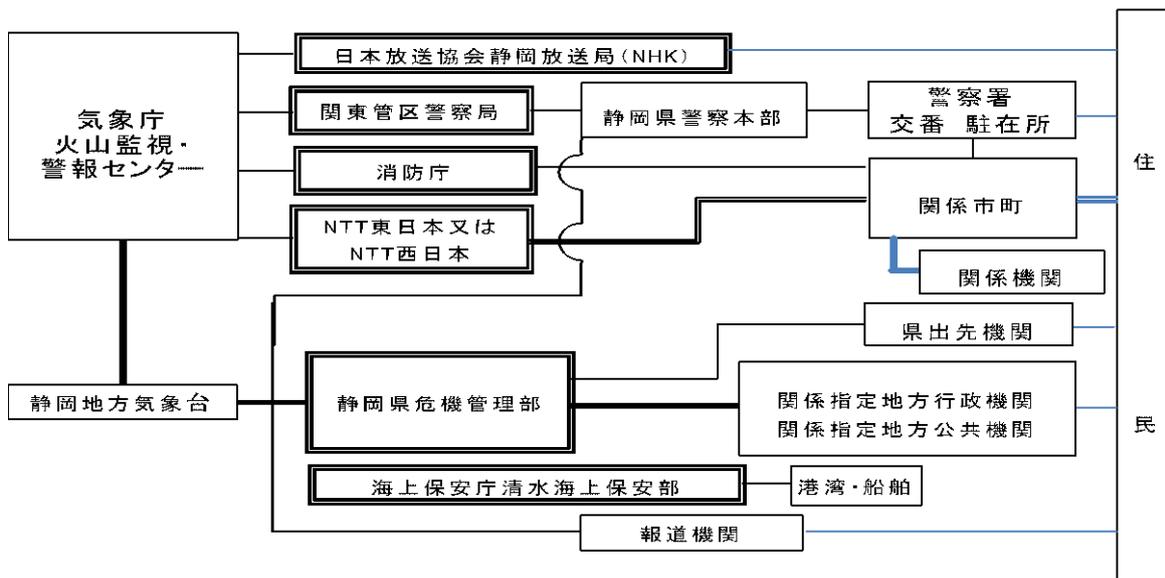
## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達

気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は、以下の表のとおりである。

国、県及び市町は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

なお、情報伝達に当たっては、要配慮者への的確な情報提供に配慮するよう努める。



この他、避難指示の判断に資する情報として、気象庁等による観測の成果に基づく情報が気象庁から、県及び関係市町に対して随時提供される。県は情報提供の手段等について、事前に気象庁と調整を行う。

(注) 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

- (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第2号の規定に基づく法定伝達先
- (太線) は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、「活火山対策特別措置法第12条」によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路
- (二重線) は、
  - ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等
  - ・特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第5条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

図 1 1 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

区 分	名 称
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））」</li> <li>・「噴火警報（レベル3（入山規制））」</li> <li>・「噴火警報（レベル4（高齢者等避難））」</li> <li>・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」</li> <li>・「噴火警報（レベル5（避難））」</li> <li>・「噴火速報」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」</li> <li>・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「火口周辺警報（レベル3（入山規制））」</li> <li>・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制））」が発表される場合がある。</li> </ul>

## 第 2 節 避難指示等

### 1 避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、市は、避難基本計画及び「市避難計画」に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

噴火警報（噴火警戒レベル）等及び火山活動の状況に応じ、次のとおり避難対応を行う。

実施者	内 容
市長	<p>ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。</p> <p>イ 市長は、避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>ウ 市長は、避難指示を発令したときは、速やかに知事に通知する。</p>

#### < 代行処理 >

実施者	内 容
警察官	<p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。</p> <p>この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に報告する。</p>

<p>知事</p>	<p>ア 災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示を発令する。</p> <p>イ 市長に代わって避難指示の発令をしたとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p>
<p>災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</p>	<p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいらない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。</p>

## 2 警戒区域の設定

市長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下「合同会議」という。）において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、2次災害に留意して警戒区域に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

### 警戒区域設定の考え方

- ・警戒区域の設定は本計画における「避難対象エリア」を基本とし、生活圏や避難経路等地域の実情に合わせて設定を行う。
- ・噴火状況判明後は、富士山ハザードマップのドリルマップやリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。
- ・噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要することが見込まれる場合は、別に定める溶岩流の流下パターンを参考として設定する。
- ・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。
- ・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市長が設定する。
- ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

実施者	内 容
市長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた避市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知事	災害発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくはその委任を受けた市職員、警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

### 3 観光客・登山者への対応

避難基本計画に基づき対応を行う。円滑な避難の実現のため、観光客等の富士山周辺以外に生活拠点を有する者については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入城した手段によることとする。観光客・登山者の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。

#### (1) 観光客・登山者等への避難支援

「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が気象庁から発表された場合、五合目から上にいる観光客・登山者を対象に速やかに下山するよう指示する。

噴火警戒レベルが3～5に引き上げられたまま、噴火には至らず長期間が経過する場合には、協議会を開催し火山活動の状況を参考に、その後の対応を検討する。

#### 観光客・登山者等への避難支援 実施基準

実施時期	対応
噴火警戒レベル1 (解説情報（臨時）)	五合目から上の登山者について下山指示
噴火警戒レベル3	帰宅の呼びかけ (第4次避難対象エリアから内側)

#### (2) 入山規制

市は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。

また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。市及び県は、登山者等火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届（登山計画書）の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの普及、火口周辺施設との

連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火開始直後	第3次避難対象エリア（必要な範囲）
噴火状況判明後	溶岩流の流下先等の必要なエリア

#### 4 一般住民の段階的な避難等

噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と富士山ハザードマップを参考とし、避難計画の詳細を検討する。

市の避難指示及びこれに必要な避難計画については、避難基本計画及び本計画を原則とする。

##### (1) 避難指示の範囲の検討

必要な避難の範囲を検討するにあたっては、町丁目、自主防災組織等の各地域の実情に応じた単位とし、本計画における避難対象エリア及び富士山ハザードマップにおける各現象の到達範囲とする。溶岩流からの避難においては、噴火の情報と溶岩流ドリルマップをもとに避難指示の対象を検討する。

##### (2) 噴火前の避難

第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア、また冬期はこれに準ずる融雪型火山泥流の影響範囲においては、噴火前に事前の避難を行う。

##### (3) 噴火前の自主的な分散避難

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合、避難対象エリアに位置する市は、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかける。

この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能である。自家用車等による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

##### (4) 噴火開始直後における溶岩流からの避難

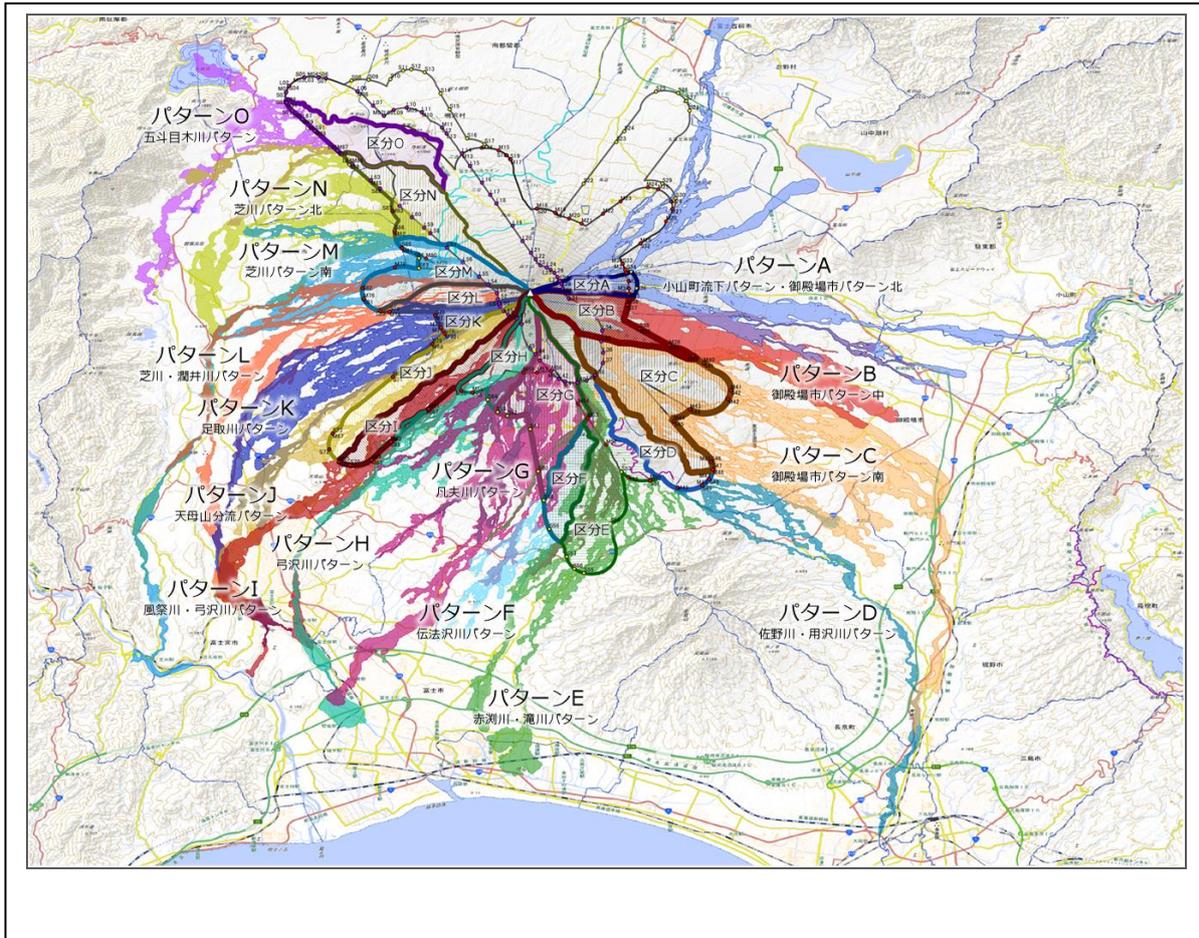
噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特徴を踏まえ、ある程度幅広な範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」を参考として、避難指示の対象区域を予め検討し、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする（図12）。

噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

（参考 避難基本計画2.37）

噴火開始直後に発表される噴火警報の「警戒が必要な範囲」について、溶岩流による影響範囲を即座に特定することが困難なことも想定される。そのため、火口位置や噴火状況を基に、ある程度幅広な「警戒が必要な範囲」が示されることを想定し、県及び市町村は、「想定火口範囲のどのあたりから噴火したら、溶岩流がどの地域に流下するか」を溶岩流ドリルマップ等に基づいて、必要な避難の範囲について地域防災計画等の中で予め検討しておき、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保する必要がある。



凡例		<溶岩流流下パターン (24時間到達範囲)>			<想定火口範囲の区分>			
<計算開始点>	●	流下パターンA	流下パターンB	流下パターンC	区分A	区分B	区分C	
● 大規模噴火の想定火口位置	●	流下パターンD	流下パターンE	流下パターンF	区分D	区分E	区分F	
● 中規模噴火の想定火口位置	●	流下パターンG	流下パターンH	流下パターンI	区分G	区分H	区分I	
● 小規模噴火の想定火口位置	●	流下パターンJ	流下パターンK	流下パターンL	区分J	区分K	区分L	
		流下パターンM	流下パターンN	流下パターンO	区分M	区分N	区分O	

図 1 2 溶岩流の流下パターン※1および想定火口範囲の区分との重ね合わせ図※2

※1 流下範囲は24時間以内に到達する可能性のある範囲

※2 全ての流下パターンを重ね合わせた図であり、実噴火時に、一度にここで示された範囲の全てが影響するわけではない

(5) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難における避難先及び避難方法の検討

避難対象エリアごとに、次のとおり検討する。なお、噴火の状況により自市町内の区域を越えて広域に避難を行う場合の対応は第8項に示す。

ア 第1次及び第2次避難対象エリアの住民は、当面の安全が確保される自市町内の避難所に徒歩又は自家用車等で避難。

イ 第3次避難対象エリアの住民は、溶岩流の流れ（斜面の向き）に対し直交方向にある最寄りの避難所・避難場所（一時集結地）に原則、徒歩で避難。

ウ それ以外の地域の住民は、指定された避難所・避難場所（一時集結地）に徒歩又は自家用車等で避難。

エ 円滑に避難することができない住民については、行政や事業所等が用意した車両（バス、トラック等）により避難。

(6) その他

避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用に努める。

## 5 避難行動要支援者の避難

- (1) 避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。
- (2) 特に、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。なお、「協議会統一基準」（富士山火山防災協議会 令和5年3月）に基づいて市町が避難促進施設として指定した施設については、事前に避難確保計画を作成する。
- (3) 避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。

避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル4	第2次及び第3次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル5 （噴火前）	第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火開始直後	第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火状況判明後	溶岩流の流下が見込まれる範囲

## 6 救出救助

### (1) 人命の救出救助

地震対策編第5章第6節「3 人命の救出活動」により、市は救出活動の総合調整を行う。

### (2) 避難未実施者等の救助

市は、入山規制の実施、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

市は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び要配慮者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、2次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

## 7 一時帰宅の実施

- (1) 市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。
- (2) 市長は、一時帰宅を行う場合は、合同会議（または協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。
- (3) 市長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

## 8 広域避難

### (1) 広域避難の調整と実施

溶岩流からの避難は、市内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、市内での避難者の受入が困難である場合は、市外への広域避難となる。

県は避難実施市町と連携し、受入市町との間で広域避難における避難先となる地域について事前の調整を行うものとする。

県及び受入市町は市と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

広域避難者は、市内の一時集結地（避難場所等）へ徒歩又は自家用車等で集合する。また、広域避難先への円滑な避難のために、市外にさらなる中継地を設けることも検討する（図13）。なお、受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

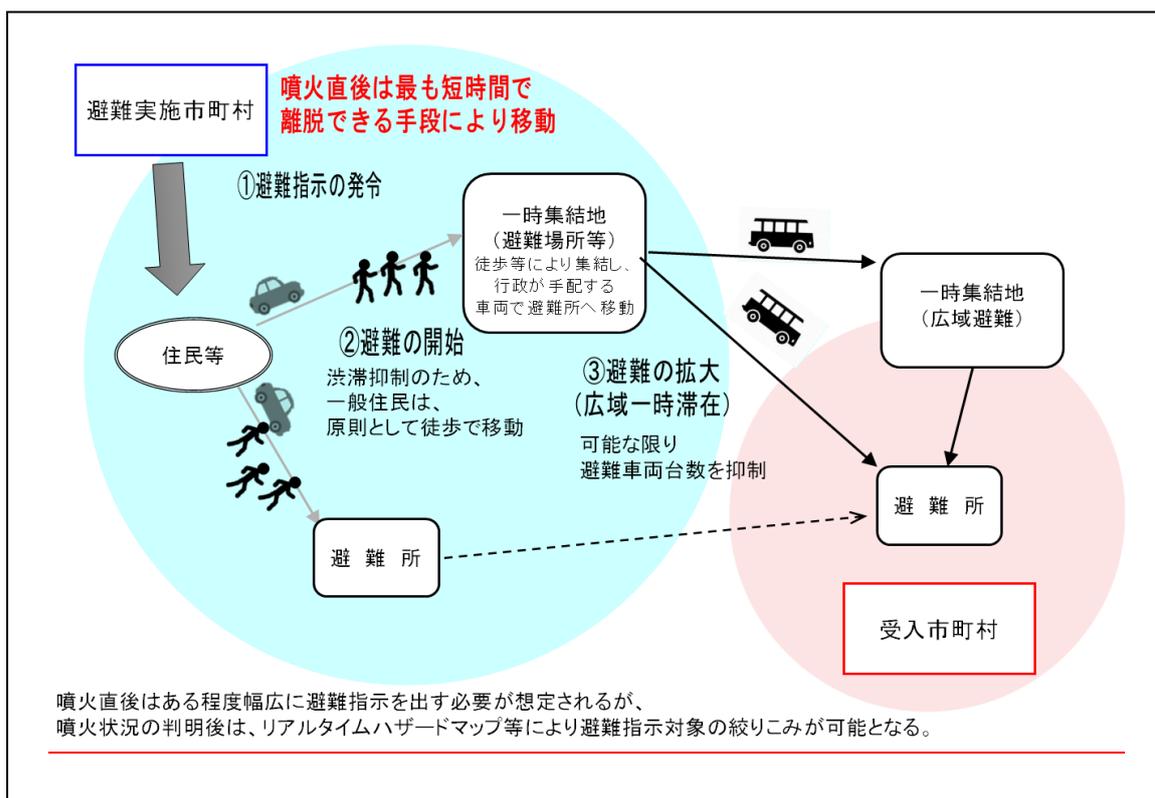
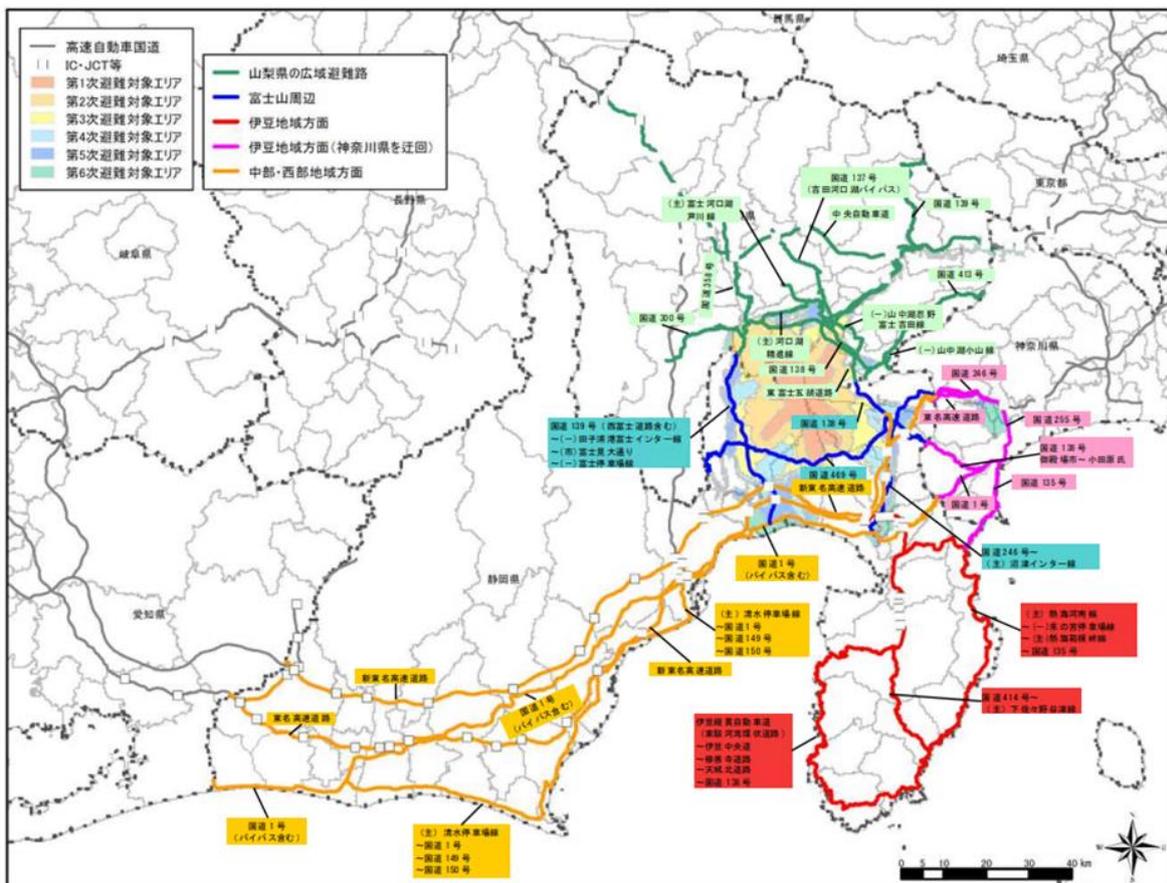


図 1 3 広域避難の実施概念図

(2) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図 1 4）。

避難実施市町は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。



※高速自動車国道、緊急輸送道路、IC・JCT等は、国土数値情報のデータを元に作成

図14 広域避難路

### 第3節 市の体制

#### 1 市の役割

市は、噴火警戒レベルに応じて、災害対策（警戒）本部を設置する。基本的には市民等の避難が始まる噴火警戒レベル3以降の段階において災害対策（警戒）本部を設置する。

## 2 市の体制

配 備 基 準	配 備 体 制
富士山が噴火予報（レベル1、活火山であることに留意）の状態、低周波地震の多発又は富士山に何らかの影響が見られたとき。その他、特に市長が必要と認めたとき。	事前配備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理局職員</li> <li>・情報収集、連絡活動のため、市長が指名した者で構成する警戒体制</li> </ul>
富士山に火口周辺警報（レベル2、火口周辺規制）（レベル3、入山規制）が発表されたとき。その他、特に市長（本部長）が必要と認めたとき。  ※レベル2の発表はなく、レベル1からレベル3に移行される。	第1次配備（警戒本部） <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長</li> <li>・副本部長</li> <li>・危機管理監</li> <li>・部長</li> <li>・事務局（対策班・広報班）</li> <li>・事務局（調整班・情報班・総務班）の各班長、副班長相当職</li> <li>・都市整備部及び水道部の各班長、副班長相当職</li> </ul>
富士山に噴火警報（レベル4、高齢者等避難）（レベル5、避難）が発表されたとき。その他、特に市長（本部長）が必要と認めたとき。	第2次配備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員動員体制</li> </ul>

## 3 協議会（または合同会議）との調整

市災害対策本部は、噴火警戒レベルの引き上げ時に開催される協議会（または合同会議）に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会（または合同会議）での調整事項及び合意形成事項は、本部会議で報告し、本部長は、対応方針を決定する。

## 第4節 交通規制

### 1 一般道路の交通規制

#### (1) 基本的な考え方

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、協議会（または合同会議）が観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

市は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。警察は、市と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。さらに市が警戒区域を設定した場合には、市は区域への立ち入りを防止するため、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、必要な措置を実施する。

また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

道路管理者（国・県・市の道路管理者、中日本高速道路株式会社及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制等
噴火警戒レベル4	第1次～第2次避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備等
噴火警戒レベル5	第1次～第3次避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置等
噴火後	第1次～第4次B避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制等

※ 融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

(2) 道路使用に関する調整

緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。

また、広域避難が円滑に実施できるよう、協議会において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。

また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

実施主体	内 容
県公安委員会 (警察)	<p>ア 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。</p> <p>イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。</p> <p>この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。</p> <p>ウ 上記イの交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。</p>

2 高速道路の交通規制

一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下、「高速道路等」という。）を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、

「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。警察は、市が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、協議会（または合同会議）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

なお、高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、協議会において、県、警察、NEXCO中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒レベル3以降	— (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響範囲内への流入規制（不要不急の場合に限る）</li> <li>帰宅する観光客、分散避難者の交通誘導</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>影響範囲内への流入規制（不要不急の場合に限る）</li> <li>火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul>	NEXCO中日本
噴火後	避難指示が発令された地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導のための交通規制</li> <li>緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した道路や2次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）</li> </ul>	NEXCO中日本

※ 融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

### 3 鉄道の運行規制

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。

積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。

鉄道事業者は、平常時において、避難基本計画に基づきあらかじめ詳細な運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたと

きは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。また、避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、バス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者へ情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。

溶岩流の影響想定範囲に係る鉄道路線は次に示すとおりである。

- ・東海旅客鉄道（株）：身延線

鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒レベル3以降	— (必要に応じて)	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制 (状況に応じて) 運行休止
避難指示等発令時	避難指示等が発令された地域を含む区間	※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※ 融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

## 第5節 避難者の輸送

市は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決して一般住民等に対し周知する。

市は、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（情報収集体制））の段階において、協定締結事業者（富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社、清観光株式会社）に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請し、避難実施の際には、協定締結事業者に一括して派遣要請を行う。

市は、輸送車両に不足が生じた場合は、県に輸送車両の派遣を要請し、市は派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

## 第6節 広域避難路の除灰等

### 1 除灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間

を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、協議会（または合同会議）において迂回路を検討する。

(1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

(2) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスイーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についてもあらかじめ調整しておく。

(3) 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、協議会において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降灰状況の把握体制</li> <li>・ 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討</li> <li>・ 調達可能な除灰作業用資機材の把握</li> <li>・ 優先除灰路線の設定</li> <li>・ 人員、資機材投入パターンの検討</li> <li>・ 資機材用の燃料確保</li> <li>・ 一時仮置き場の設定</li> <li>・ 輸送ルートの設定</li> <li>・ 最終処分方法、処分場所の決定</li> </ul>

(4) 火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び市は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

## 第7節 社会秩序維持活動

実施主体	内 容
市	市長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同報無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
県警察	県警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町長と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。</li> <li>知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。</li> </ul>

## 第8節 被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

### 1 市、県、国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局

- (1) 築壘、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
- (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
- (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
- (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去
- (5) 既存砂防施設の除石

### 2 降灰があった地域の住民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

## 第9節 継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域（土石流）において土石流が反復・継続して発生する場合は考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実施主体	内 容
国土交通省中部地方整備局・ 関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施</li> <li>イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供）</li> <li>ウ 土石流対策の緊急工事</li> </ul>
県	土石流対策の緊急工事
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 警戒基準雨量の見直し</li> <li>イ 警戒避難体制の確立</li> <li>ウ 降雨時の避難の実施</li> </ul>

## 第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新築又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を図るものとする。

### 第1節 復旧

#### 1 復旧対策

- (1) 産業活動の再開  
市民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。
- (2) 施設等の復旧  
市有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。
- (3) 安全性の確認  
ア 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。  
イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、ホームページ、SNS等など各種広報媒体を活用して、広く市民等への周知を図る。
- (4) 風評被害の影響の軽減  
必要に応じて、市長（本部長）等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

#### 2 被災者等へのフォロー

- (1) 健康相談の実施  
災害の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、県と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。
- (2) 心の健康相談の実施  
災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

#### 3 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等

- (1) 対応の評価  
当該災害への対応が収束した地点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。  
また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。
- (2) マニュアル等の見直し  
関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

# 原子力災害対策計画

## 第1章 総論

### 第1節 主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力施設における原子炉の運転、運搬等の最中に、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されたことにより原子力災害が発生した際、市がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

### 第2節 災害の想定

この計画は、原子力施設において、放射性物質の封じ込め機能が喪失し、大気中に放射性物質又は放射線が放出された事態を想定したものである。

その際、大気へ放出される可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

なお、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、県が対策の内容に応じて次の2区域を定めている。

#### 1 予防的防護措置を準備する区域

（PAZ：Precautionary Action Zone）

原子力発電所より概ね半径5kmの範囲、富士宮市に該当区域はない。

#### 2 緊急防護措置を準備する区域

（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

原子力発電所より概ね半径31kmの範囲、富士宮市に該当区域はない。

富士宮市は、最も近い原子力発電所である中部電力株式会社浜岡原子力発電所から約80kmの距離に位置しており、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域であるPAZ及びUPZの圏外となっている。

しかしながら、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故では、原子力発電所から30kmを超えた地域であっても放射性物質を含んだプルームが到達し、広範囲が汚染され、地域住民が避難を余儀なくされた事実がある。したがって、原子力災害の発生状況によっては30km圏外であっても防護措置が必要となる場合があることから、必要に応じた原子力災害対策を実施するものとする。

#### 3 原子力災害対策指針に基づく緊急事態区分

- (1) 原子力災害対策指針に基づく緊急事態区分は下記のとおりである。

ア 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階である。

イ 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

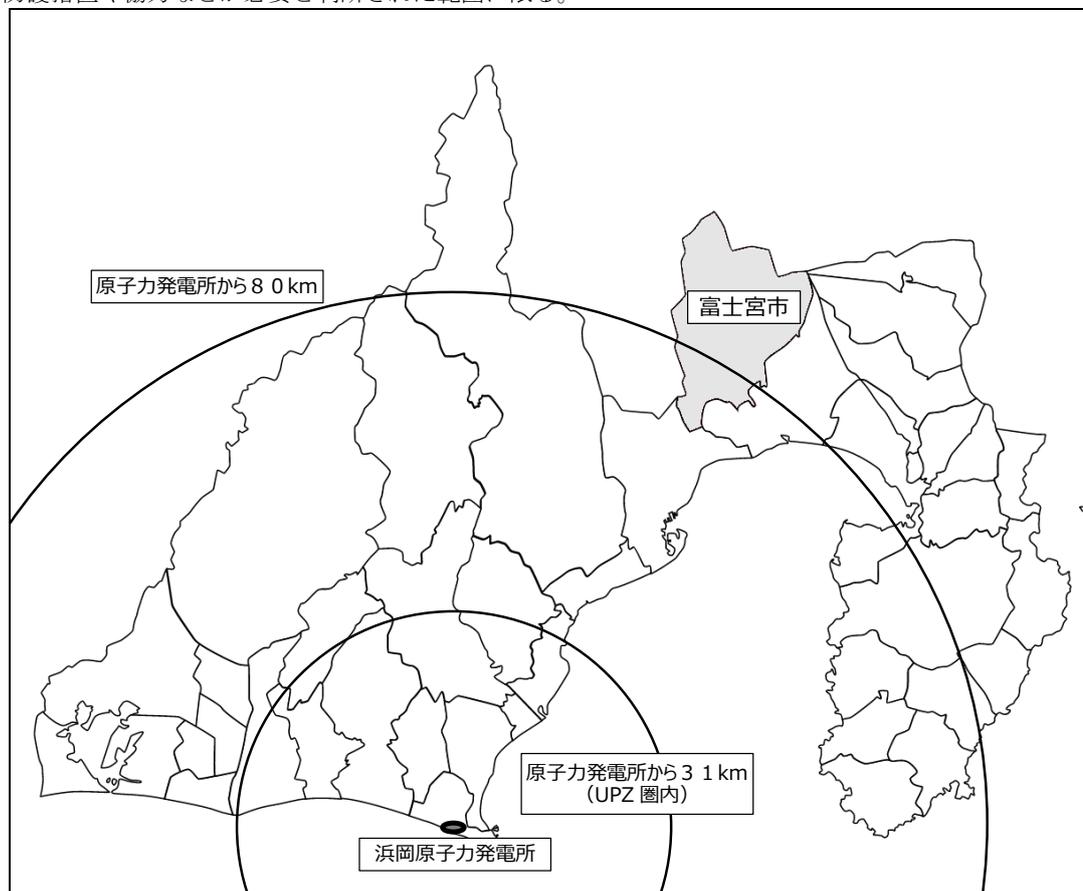
ウ 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

(2) 原子力災害対策指針に基づいたUPZ圏外の地方公共団体がとることを想定される措置等は下表のとおりである。

	体制整備	情報提供	防護措置
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集、連絡体制の構築</li> </ul>		<b>【避難】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力</li> </ul>
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集、連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>今後の情報について住民等への注意喚起</li> </ul>	<b>【避難】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等の避難受入れ</li> <li>避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力</li> </ul>
全面緊急事態（原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言）	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集、連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> </ul>	<b>【避難等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難等の受入れ</li> </ul> <b>【防護措置基準に基づく防護措置への対応】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力</li> </ul>

※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。



参考図

## 第2章 災害事前対策

本章は、災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 第1節 連絡通信体制の確保

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と、原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平常時から連携し、通信体制等を確保しておくものとする。

#### (1) 連携体制の確保

市は、原子力災害に万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との確実な情報の収集・連絡体制の確保に努め、平常時から、これら関係機関との連携を図るものとする。

#### (2) 通信体制の確保

市は、各種防災行政無線、衛星電話等関係機関と相互に連絡をとれる通信手段の確保を図るものとする。

### 第2節 緊急避難体制の整備

#### (1) 住民避難体制

市は、市域が避難対象区域に含まれた場合は市外避難を実施しなければならないが、市外避難には国や県の調整が不可欠であり、現時点では富士宮市民の避難先は決まっていない。決定した時点で避難先市町村と協議し、万一の際に迅速かつ安全な避難誘導ができるよう、連携体制を構築するものとする。

#### (2) 地域コミュニティの維持

市は、市外避難の実施に当たっては、地域コミュニティの維持を意識し、同一地区の住民の避難所は同一施設に確保するよう、避難先市町村との調整を図るものとする。

#### (3) 要配慮者等の避難支援

市は、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者の避難を重点的に支援する。このため、平常時から要配慮者の実態把握に努めるものとする。

なお、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等に十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意する。

#### (4) 学校施設等における避難体制等の整備

市は、子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における学校施設等と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、災害発生時における園児・児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

### 第3節 安定ヨウ素剤の備蓄

市は、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

- (1) 市は、緊急時に避難する住民等が安定ヨウ素剤を服用することができるよう、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

とする。

- (2) 市は、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

## 第4節 的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の情報を住民等に分かりやすく提供するため、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を正確に整理できる体制の整備を図るものとする。  
また、情報伝達の際には、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるよう努めるものとする。
- (2) 市は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機及び防災ラジオを含む。）、広報車両等の整備を図るものとする。
- (3) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルネットワーキングサービスを含むインターネット上の情報、携帯端末の緊急速報メール機能等多様なメディアの活用体制の整備を図るものとする。

## 第3章 緊急事態応急対策

本章は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報があった場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第1節 活動体制の確立

#### 1 職員の配備体制

(1) 市の配備体制は次のとおりとする。

配備基準	配備体制
警戒事態発生の通報を受けた場合	事前配備（情報連絡活動） ・危機管理監 ・危機管理局職員
施設敷地緊急事態の通報を受けた場合	第1次配備（警戒本部設置） ・本部長 ・副本部長 ・部長 ・事務局の班長、副班長相当職 ・状況によりその他の職員
原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発令された場合	第2次配備（災害対策本部） ・全職員動員体制

(2) 事故対策のための警戒体制

ア 市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

イ 市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合は、関係機関から情報を得るなど、事故の状況把握に努めるものとする。

ウ 現地事故対策連絡会議が開催され、市が出席を求められた場合は、市長は、職員をこれに出席させ、情報交換にあたらせるものとする。

エ 警戒体制の解除

警戒体制の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(3) 災害対策本部の設置等

ア 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。

イ 災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は富士宮市地域防災計画（共通対策編）第3章第2節に定める「組織計画」のとおりとする。

ウ 災害対策本部設置後は、全職員が、情報収集、関係機関との連絡調整、必要に応じた避難誘導、物資搬送などの災害対策業務に当たるものとする。

- エ 原子力災害合同対策協議会が組織され、市が出席を求められた場合は、市長は、職員をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。
- オ 災害対策本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。
  - (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
  - (イ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

## 2 放射性物質、放射線等の早期把握

市は、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに対して、準備や人員の派遣などの協力を行うものとする。

また、緊急時モニタリングセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。

## 3 応援要請及び職員の派遣要請等

市は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

## 4 防災業務関係者の安全確保

### (1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るため、国、県及び関係機関との連携を密にし、適宜、必要助言を受けるなど適切な対応に努めるものとする。

### (2) 放射線防護対策

ア 市は、県やその他関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

イ 市は、県と連携し、防災業務関係者の被ばく管理を行うものとする。

ウ 市は、県など関係機関に対し、必要に応じて除染等の医療措置を要請するものとする。

# 第2節 屋内退避、避難収容等の防護活動

## 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、原子力災害対策指針、国が定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

(1) 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、P A Z内の避難を指示した場合は、住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

(2) 市は、以下に掲げる場合には、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退き勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難が必要な場合には、県と連携し国に支援を要請するものとする。

ア 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合。

イ 国及び県が実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示があった場合。

ウ 放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOIL（防護措置の実施を判断する基準：別表参照）の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合。

- (3) 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

- (4) 市は、避難のための立ち退き勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等により、避難状況を確認するものとする。また、確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (5) 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。
- (6) 市は、県が示した受入先の市町村への住民避難を実施するとともに、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

## 2 要配慮者等への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないよう十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

## 3 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させ、保護者に引渡すものとする。

## 4 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。
- (2) 市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または、第2節1-(2)の緊急事態応急対策のうち、避難のための立ち退きの指示以上の対策が実施されると判断される場合には、住民等に対して安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

## 5 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、必要に応じて供給・分配が行うものとする。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い

等に配慮するものとする。

- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引渡された物資を被災者に対して供給するものとする。
- (3) 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

### 第3節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 市は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じて県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- (2) 市は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

### 第4節 救助・救急、消火及び医療活動

#### 1 救助・救急及び消火活動

- (1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

ア 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 進入経路及び集結（待機）場所

など

#### 2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

### 第5節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

#### 1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等

に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

- (2) 市は、住民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての放射性物質調査の結果）及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

## 2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

## 第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第1節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

### 第3節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### 第4節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

### 第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

#### 1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明するとともに、避難所等においてとった措置等を記録しておくものとする。

#### 2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

## 第6節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置等を広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 市は、被災者の救済、自立支援、被災地域の総合的な復旧・復興対策等を進めるために、必要に応じて富士宮市災害対策基金の活用を検討する。
- (4) 市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

## 第7節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

## 第8節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

別表

〇 I L と防護措置（原子力災害対策指針に基づく）

	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	<b>OIL1</b> 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	<b>OIL4</b> 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線:40,000cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) $\beta$ 線:13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	<b>OIL2</b> 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※9	<b>飲食物に係るスクリーニング基準</b> OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h※6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	<b>OIL6</b> 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	核種※7	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準
		放射性ヨウ素	300 ベクレル/kg	2,000 ベクレル/kg※8	
		放射性セシウム	200 ベクレル/kg	500 ベクレル/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 ベクレル/kg	10 ベクレル/kg	
		ウラン	20 ベクレル/kg	100 ベクレル/kg	

- ※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている  $\beta$  線の入射窓面積が 20cm<sup>2</sup> の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm<sup>2</sup> 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm<sup>2</sup> 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については、我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。